

参議院地方行政委員会會議録第十四号

昭和二十八年七月二十二日(水曜日)午後二時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
堀 宋治君
館 哲二君

委員

西郷吉之助君
高橋進太郎君
長谷山行毅君
小林 武治君
秋山 長造君
若木 勝蔵君
松澤 兼人君
加瀬 完君

政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君
文部省大学 稲田 清助君
学術局長
事務局側
常任委員 福永与一郎君
会専門員 伊藤 清君
会専門員

説明員

自治庁行政部 山野 幸吉君
公務員課長

本日の会議に付した事件
○自治大学校設置法案(内閣提出)

○委員長(内村清次君)只今から地方行政委員会を開会いたします。
前回に引続きまして自治大学校設置

法案の質疑を行います。

○秋山長造君 実は昨日欠席しておりまして、昨日或いは御質問なされたかたと重複する点があるかも知れませんが、二、三お伺いしたいと思ひます。

先ず第一条の自治大学設置の理由の説明が書いてあるんですが、それを少し小切れにして当局へ御質問をしてみたいと思ふわけです。先ず初めに「地方公務員の資質を向上し、勤務能率の發揮及び増進を図り」ということが書いてあるのをごいいますけれども、この資質を向上し勤務能率の發揮、増進を図るといふ、これらはやはり現在の地方公務員の資質は低いし、勤務能率も低いという前提に立つて、こういう文言を使つておられるのだらうと思ふのですが、そう承し承していいですか。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は「資質を向上し」といふのは、必ずしも現在が低いから予想される線まで引上げるという意味ではなくて、仮に現在の水準が相当のものであつても、それを更になお引上げて、理想に近いものになんたん持つて行くという、こういう意味で、必ずしもこれは現在の地方公務員の資質が低いのだということを前提にしておられることではないのであります。ただ實際の問題といたしましては、地方公務員の資質といふものが、何かだん／＼下つて来るのではないかと、これはひとり地方公務員に限らず、国家公務員についても同様かも知れませんが、だん／＼公務員につ

いての魅力が少なくなつて行く、公務員というものの地位がだん／＼社会的評價も變つて来るということ、だん／＼いい人が集まらなくなるといふ、何か一つの考え方があるようでございますが、そういう点から申せば、そういう考え方が事實であるといひますれば、地方公務員の質が、或いは若干低下しつゝあるという見方も成立つと思ふのであります。そういう前提に立ちますならば、低下しつゝあるものを低下しないようにする。そうして更に理想に近いものに持つて行く、まあこういうようなことになるだらうと思ひます。

○秋山長造君 この地方公務員の資質ということなんですがね。これはあとに「高度の研修」といふことが謳つてある。これから考えますと、やはり相当の高い専門知識と申しますか、そういうものを大體意味しておるんだとございいますか、それでよろしうござい

○政府委員(鈴木俊一君) やはり両面あると思ふのでございまして、基礎的な教養と申しますか、おおよそ自治体勤務いたします公務員として、地方自治の基礎的な学識についての、基礎的な教養といふものは、やはり高度の研修としても必要ではないかと思ふのでございいます。勿論さうな基礎の上に立つて、それ／＼の専門分野における各部行政についての専門的な知識といふものを更に高めて行くということも

勿論必要でありますから、自治大学の教科科目といたしましては、さうな基礎的なものに加えて、専門的な各部行政論といふものに、いわば一番主力を注いでやつておるといふような恰好であります。

○秋山長造君 私考えるんですが、地方公務員の資格と言ひますか、資質と言ひますか、まあそれはむしろここへ謳つてあるような高度の専門知識といふものも勿論必要かも知れませんが、それよりもですね。それよりもむしろ今の地方の県庁の職員だとか或いは市役所の職員、町村の職員などに最も欠けておる点というのは、やもすれば役所の中に閉じ籠ると言ひますか、法律規則に立て籠つて、そうして世間を見るという視野といふものに非常に欠けてい

じやないかと思ふので、まあそういう点を改めるためにはですね、特に中央に連れて来て、高度の研修というやうなことで研修をやるよりも、今日地方で、まあ県庁あたりで随分講習会や何かやつておるし、それから又市町村の主務者を集めて、主務者の講習会なんかもやつておるようですが、そういうものに任せて、中央のほうは、むしろそれに講師を斡旋してやるとか、或いは補助金を出してやるとか、そういうことをしたほうがむしろ実情に即したやり方ではないか。高度の研修と言ひますか、極く根本的な一般的な教養といふやうなものを与えるためには、余り自治大学というやうな狭いところへ又閉じ籠るのでもなしに、やつぱり一般大学に、よくあちこちでやつてゐる国内留学という形で、大学の法学部にも留学させてやるといふやうなことのほうが、却つていいんじゃないかといふやうな気がするんですが、次長のお考えは如何でしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) この地方公務員のまあ研修の上から言つて、どういふ点に一番眼目を置かなければならぬかといふことにつきまして、秋山委員のお話は、まあやはり第一には、公僕精神といふものが一番基本ではないかというお話でございますが、この点については勿論私も全く同感でございます。で、そういうことをだんだんと深めて参る、そういう認識を徹底して行くといふやうなことは、必ずしも自治大学というやうな施設によらず

して、むしろそれ／＼の任命権者、或いは上級の職員の下に對するいろいろな訓練の問題、或いは日常の公務員としての、何と言いますか、しつと申しますか、考え方というやうなものが、要するに民主主義の基本的な考え方だ／＼到達して来ればいいわけでありまして、これは研修なり、或いは普通の講習なり、或いは日常のいろいろな行事等を通じて、だん／＼と徹底して行きたいと思つております。その点からの自治大学校という要望には、直接連なるものは比較的少ないのではないかと申すのであります。そこでやはり自治大学校と申しますからには、この地方公務員で、例えば税の事なら選挙の事をやるというやうな、非常に戦後任事が複雑になり、専門化して参りましたために、非常に局部的な、一方的な事務に集中して、地方公務員でありながら、地方自治体というものの全体についての、やはり考へ方、或いは新しい民主行政というものについての考へ方が必ずしも十分でない、それが普通の公務員としてやつてゐるならば、それでもいいわけでございますが、やはり将来の府県庁における幹部職員になるといふやうな人々については、やはりもつと突込んだ基礎的な教養の上に立つた専門行政についてのエキスパートであるといふことが必要になつて来ると思つてあります。この点につきまして自治大学校というやうな、かような方式がよろしいか、或いは一案としての御指摘のやうな、既存の各大学における国内留学といふことがよろしいか、これは両案、二つの考へ方があるかと思つ

のであります。大学の法学部とか或いは経済学部というやうなところで、委託学生というやうなことで、曾て陸海軍がやつておりましたやうな、ああいう方式も考えられないこともないと思ひます。今現に京都府あたりでは、たしか京都大学の方に庁員を若干留学させているというやうな話も聞いておりますが、これも又それとしての一つの意味もあるかと思ひますが、やはり法学部の委託学生になる、或いは経済学部の委託学生になるというものでありますれば、やはりおのずからその範囲に大体止まる、やはり今少し地方公務員としては実務がございまして、理論的な研究というよりも、今少し実際の実務に立つた専門学部行政の研修を受けるということが必要ではないか、幅も法学部とか経済学部というやうな、その幅よりも、もつと広い幅において、基礎的な教養というものをやはり与える必要があるのではないかと申す。そういう意味から実務と、高度の専門行政、又は全体の基礎になる専門的な教養というやうなものを与えようといふのが、この自治大学校の狙いとするところでございます。

○秋山長造君 それからその次に行きまして「地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を期するため」といふことが謳つてあるのですが、これは二つに分けて考へなければいかんと思つて行きます。大体地方自治を育成強化して行くという目標である以上は、勿論地方公共団体の内部の行政の民主化といふことも必要でありますけれども、同時にやはり中央對地方という關係で、中央に對する地方の關係をもう少し

し民主化する必要がある。地方の公共団体の自主性をもう少し強化しなければ、ただ一方的に地方団体内部の民主化だけ図ろうとしても、とてもそれは無理だろうと思つて。今の実情を言いますと、申上げる必要もございませうが、地方自治とは殆んど名目だけで、一般行政事務の上でも、財政的に見ましても、地方団体というのは殆んど中央に依存、隷屬しているやうな關係で、而もその傾向が、ますます／＼いろいろな面において強くなつて行つてゐるやうなときですから、この傾向を何らか根本的に改めてからなければ、ただ現状のままでそういう傾向を放任しておいて、そして自治庁のほうで、地方公務員の研修権といひますか、研修をする権限を地方自治庁で握られただけでは、結局何にもならないのじやないか。むしろ財政面或いは一般行政面で中央集権になつてしまつてゐる、地方行政が、地方自治が人事の面でも又中央集権になつてしまつてゐるのではないかと申すように考へるのですが、自治庁のお考えを承りたいと思ひます。

○政府委員（鈴木俊一君） 地方自治体だけで、かような研修施設等によつて民主化をしようといつても、なか／＼それは国のほうとの關係において困難であるといふお話でございますが、その点は誠にさうだと思つております。日本全体の今の民主化の水準といふものと無關係に、地方団体の民主的な行政運営といふこともあり得ないわけでありまして、大きくは全体の体制が本當に民主化されなければ、地方自治の民主化といふことも徹底しない

といふことは言ひ得ると思つてございしますけれども、併し地方公務員の、先ほど御指摘もございましたやうな、例えば根本においては公僕としての精神を十分に涵養して行くといふこと、或いは仮に税なら税の行政に携つておりましたも、地方自治といふものについての基礎的な教養と感覺を持つて行政に當る、いわんやその中堅の幹部になるものについては、さうなことに於いて十分の素養を与える機会を持たせる、こういうことをやりやすことによつて、やはり民主化成いは能率化といふことが或る程度期待できると申すのであります。そういう意味で特にこの地方公務員法におきましては研修といふことを非常に重く見てゐるわけでございますから、そういう点について研修に期待するところがあります。これはやはり当然ではないかと思つてあります。中央で研修をやるというやうなことが、延いては地方公務員の人事の中央集権化になりはしないかという御懸念でございますが、これは中央集権という言葉を表現をいたしますと、何か／＼問題があるやうに確かに考へられますけれども、併し／＼な行政を見ましても、例えば衛生行政にいたしましても農林行政にいたしましても土木行政にいたしましても、やはり個々の例えれば府県が府県だけの経験において優れた土木行政、衛生行政の専門家を得たといふことは、やはりなか／＼困難であつて、／＼な機会に／＼な経験を積みまして、初めてそれらの道の専門行政家としての資格も得られることになつてゐると思つてあります。これはアメリカ辺りでも、例えば市の支配人制度といふことは、やはりその市においてといふよりも／＼の市の経験等を繋ぎ合せて、市支配人がだん／＼と自分が現在勤務している市の行政を向上して行くといふところに／＼期待されるわけでございます。やはりそういう意味では人事が或る程度交流されといふことは、地方の行政の能率化といふ点から非常に大きな期待が持てると思つてあります。そういう人事の交流につきまして或る程度の保障が行われるといふことは、やはり将来の地方公務員制度を考えます場合におきましても、何らか検討をして行く必要があると思つてあります。この点については今研究をせられてゐるやうであります。そういうわけでは自治大学校ができませんれば、かういふやうな機会にやはり全体の資質向上、従つて地方公務員の経験を殖やす機会が出て参り、それが又人事交流といふことにも関連をし、人事交流によつて、更に又さうな専門行政官としては／＼経験を積んで行くといふやうなことによつて、やはり地方行政全体の水準が上がるというところが期待できるのではないかと申すやうに考へるものであります。

○秋山長造君 おつしやるように、人事の交流といふことは、これは勿論結構なことで、一府県だけに閉じ籠つておつては結局睡り込んでしまふといふことはよくわかるのです。だから私の言ふのは、そういう意味の人事の交流といふことでなしに、丁度終戦前の高文制度があつた當時、同じ役人でも高文を通つた連中は、非常に特権意識といひますか、何か／＼のものがついて廻つておつた。それでそれだけ高い資

格を持つてゐるのだから、それだけ高文を通つた連中が殖えれば、役所の水準も上るといふ解釈もできたろうと思ふ。併しその反面、今結果的に考えますと、やはりあの高文制度というのが日本の官僚政治を養つて来た、支えて来た一番大きな支柱となつておつた。そういう点では功罪半ばしておると思うのです。丁度それにも似たようなものの考え方というものが、又こういう自治大学という線を通じて復活して来る危険がありやしないか。現在でも、聞くところによると、同じ大学を出て役人になつても、自治庁採用で入つた人と、それからいきなり地方へ入つて自治庁なんかへ廻つて来た人とは、非常な待遇その他において隔りがある。まあいざ差別待遇が行われておるといふようなことを聞くのです。が、やはりそういう最初の、この狙いはそういうことではない、むしろそれは反対のところを狙つておつても、結局中央の役所にしても、地方の役所が民主化されておらない以上、中央の役所の民主化はまだ／＼されていまいと思ふのです。そういうところへいきなり地方の連中を連れて来て、そうして無意識のうちに中央のそういうような空気を吸い込んで帰つた場合に、やはりものの考え方なり、何なりというものは、むしろ民主化の方向、或いは公僕精神というところのほうへ行かないで、むしろ逆のほうへ私は行く危険が非常にあると思ふのですが、そういう点如何ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) まあ昔の公務員制度については、お話のごとく功罪半ばしておると、これはむしろ非常に同情的な御批判のようにも思われ

ますが、そういう公務員制度というのは、これはいろいろ／＼それ自体に存しするものよりも、それ以外のやはり国全体の国家の体制に結び付いておつて、あのようないろ／＼な今回非難されるような面も出て来たんじゃないかと、思うのであります。併し今日は国全体、根本の体制が、まだ民主化の点において不十分な点があるとは申しましても、やはり基本が、地方自治は住民であるという根本の建前に立つておるわけでございしますから、かような自治大学校で研修する、或いはこれを卒業するその結果、それは住民の自治の上にいゝゆるあぐらをかいて坐る、そういう意味の幹部を作る、こういうような考え方は、勿論毛頭考へておりませんし、又さうなことは根本の、御指摘のような公僕精神というものが、全く皆無であるところか、逆の考え方に立つてゐるわけでございますから、さうなことは先づ自治大学校のそも／＼の使命から絶対に考えられない。御趣旨は、要するに自治大学校のいろ／＼の組織なり、運営なりにおいて、さうな心配のことがないやうにせよ、こういうふうな御注意をまあ承わりますが、これは教科の選定、或いは講師の選択、或いは寄宿施設の問題、そういうふうな点について十分御心配のようないふことのないやうにいたさなければならぬといふやうに考える次第であります。

○秋山長造君 只今の御答弁ですが、私は、やはり次長の只今の御答弁にもかかわらず、非常に危険があるといふ感じを持つてゐる。現在この地方の県庁なんかの実情を考へますと、特に技術関係なんかの吏員というのは、

やはりそれ／＼土木関係は建設省の紐がつくといふか、何かそういうものがある。それから農林関係は又農林省あたりで、何か技術的にずつと筋が一本通つてゐる。ところが自治庁の場合、丁度県庁が総合官庁であると同じやうに、自治庁も特殊な専門的な紐というやうなものが、これはつきかねるのですが、ところがこういうものができて来ると、今度は土木関係の役人が建設省の紐がつくと同じやうに、今度はここで教育を受けて帰つた者は、あれは自治庁の筋だ、自治庁の線だといふやうなことになる。それぞ

か。○政府委員(鈴木俊一君) ここでは大抵府県単位におきまして、実務研修のまあ第一次的な研修が行われるという建前で、ここではやはり高度の研修を行うといふことでございしますから、従つて課長補佐、或いは係長級というやうなところが中心の研修生になると考へます。

部といふものの研修をやる、その期間は先般申上げましたやうに、大体六カ月くらい、基礎的な学科と専門行政の学科といふやうなものを考へておるわけでございますが、そこで大体この六カ月といふことで、而も現任の職員は研修でございしますから、やはり個々の町村をいたしましては、そういう基礎的な研修にすべての職員を参加せしめるといふことはなかなか困難であらうと思ひます。やはり勢い大きな団体が、どうしてもそういう点から申しまして、事実上の制約となつて、大きな団体でなければそういう公式の研修に参加させることはなかなかむずかしいのではないかと。従つて都道府県とか、やはり大都市等が中心にならうと考へます。併しそういうやうな方式とは又別個に、例えば地方の議会議長会あたりでは、たしか通信講座みたいなものを、こういうやうなところでやれといふやうな要望もございしますが、必ずしも最初に申上げましたやうな基本的な研修の方式に限らず、そのほかに短期講習と申しますか、そういうやうなものを附帯的な施設として行ひまして、そういうものには従つて市長村等の職員に關しましては相當入る機会を与えようやうな方式を考へ、又通信講座といふやうなもの、将来だん／＼基礎が固まれば、そういうこともできることと考へております。そういうやうなことで、やはりすべての団体の地方公務員に對しまして、研修の機会を最も適當した方法で与えて行くといふやうに考へたいと思つてゐるのであります。

○秋山長造君 お話によりますと、結局実問題としては、自治大学で研修

や、今までの自治庁の線だといふやうなことになる。それぞうきまつて行くわけですね。特に今のやうな町村合併が盛んに行われて、地方制度調査会なんかで一部に意見が出ておるやうに、府県知事あたりが又昔の官選知事といふやうなことに逆戻りをしておる。そして県庁あたりが自治庁の……、いつまでも自治庁という名前が續くのかどうか知りませんが、内務省なら内務省といふことに或いはなるやうな場合に、そのときの、期せずして下準備になるのじやないかといふやうな慮れさえ私はあると思ふのです。余り思ひ過ぎかも知れませんが、でも、そういうことにいやな感じになつて行く虞れはあると思ふ。併しそんなことばかり言つておつてもしょうがないから、もう一つ次に進んで、次に地方公務員といふのですか、地方公務員にも府県なり、又市町村といふやうな段階があつて、又それ／＼取扱う事務内容なんかも、相當程度の高いもの、低いものといふ段階があると思ふのです。そこで大体狙つておられる地方公務員というのは、どれを指すのですか。

○秋山長造君 ちよつとまあ根本の問題に遡つてお尋ねしたいのですが、この前鈴木次長は十五日の委員会だつたと思ひますが、町村合併促進法案の問題に關連しまして、あの自治法の第七條の問題に關連しましてですね、やはりこの地方自治の重点と言ひますか、主体といふものは、飽くまで町村にあるのであつて、府県はむしろ従的なもので、それはシャープな報告においてもそういうことになつておつて、大体あのシャープな報告の考え方に共鳴されておるやうな御発言があつたと思ふのですが、そうなりますと、やはり自治大学校といふ以上は、地方自治の育成強化といふことを狙うわけなんです。が、ところが實際そこを収容して訓練を受ける地方公務員というのは、自治庁において地方自治の中心であり、主体であるとしておられる町村吏員ではなくして、むしろ第二義的な府県の吏員に對して研修を施す、こういうことになるわけですか、これは……。

○政府委員(鈴木俊一君) この研修の對象をいたしましては、都道府県の職員といふものと、市町村の職員、これは両方やはり考へて参りたいと思ひますが、この都道府県及び市町村の職員で、先ほど申上げましたやうな課長補佐、或いは係長級の、いわゆる中堅幹

をする地方公務員というものは、府県の職員ということになるようでありますが、そういった先ほど申し上げたように、自治庁の考えとしては、一方においては地方自治の重点は町村にある、飽くまで町村が地方自治の主体であるという考え方を保持しておられるが、それと表面相反するようばやり方を今度の自治大学においてはやられて、今度は逆に府県の職員を自治大学に収容して、そうして地方自治の育成強化を図られるということになつて、そこに多少研修面と、それから実際の地方行政を扱つて行かれる場合との方針といいますが、考え方というものの多少食い違いがあるように思うのですけれども、如何ですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘のように市町村が自治の住民に直接した団体として一番基礎的なものであるという考え方にはつきましては、私も私もさうに考えておるのであります。市町村の職員に対して研修をするというところを考へるべきで、府県のほうが中心になるというのはおかしいのじやないかというお尋ねでございますが、これは先般も申し上げましたように、今年度は既にこの法案並びに予算を御承認頂きましたならば、結局大体十月頃から発足するというところにならうと思つてございまして、本年度はやはり大学の基礎を作るというようなことが、大體なし得る最大限のことでないか、そういう意味ではやはり一番手近な都道府県の職員、五大都市等の職員を主として計画上考へておるわけでございますが、併し来年度以降におきましては、更に予算等におきまして十分考へてもらひまして、市町村の職員につ

職を教へてもらつても、これは田舎に帰つてもすぐ別に役に立つというわけではないし、又結局そういう人たちは東京の大学の空気を吸つて、田舎の狭苦しい役場へ帰つて、そして果してそこで落ちついて本當に地方自治のためにプラスになつてくれるかどうか、もう何が中央へ出て来ているうちに、自治庁あたりには足がかりをつけて、何とかして自治庁あたりへもぐり込もうと私に帰つても落ちつかんのだらうと思ふ。これは實際問題としては府県の中堅職員の研修ということに限られて来るのだらうと思ふますが、どうもそうなるかと、丁度最近伝えられておるような府県知事の官選、或いは府県庁あたりが自治庁の出先機関というようなもの下準備に自然な形で来るのじやないかというやうな感じが非常に持たざるを得ないので、どうもむしろやばい地方の県庁の中堅職員なんかにして、どうせこの収容人員五十名程度です。それから、各県へ割当てれば結局一県から一人という、ほんの僅かな限られた人しか連れて来られないわけなんです。丁度府県の中に今、年に一人か二人アメリカあたりへ三ヶ月とか二ヶ月とか出張をさしたり何かしてありますが、その程度のものであつて、別にそれで果して今の能率の低いこの地方自治団体の行政というものが、どれだけプラスになつて行くかというところは、非常に疑問だと思ひます。むしろやはり今日地方の公務員が非常に能率が低いとか、資質が低いとかいうやうなことは、いろいろ原因を考へてみますと、大学を出た相当高度の教養を身に付けて失業者がたぐさん巷にあふれてい

るわけなんです。そういう人たちが優秀な連中を地方の府県庁なんかにとんどん吸収すればいいわけですが、それもやはり定員その他の関係で吸収ができませんというやうなこともあり、又一面には人材が集まりにくいというの、地方公務員の勤務条件等において非常に劣悪なる点が少なくないというやうなこと、それから又その他いろいろ昔からの伝統的な官僚主義というやうなものに拘泥されておるというやうな点に、やはり主たる原因があるというやうに考へるので、どうも特に今政府自身がこの行政整理だとか何とかいうやうなことをやかましく言つておるのに、わざ／＼自治大学というものを設けて、而もその内容たるや、常勤の職員というのとは二人か三人で、あとは殆んど嘱託講師のやうな形でおやりになるやうであります。そういう大学の實質も何も備えていないやうな、名前のだけの大学を作られて、どれだけ効果があるのだらうかと思つて、實際不思議でかなわないのですが、むしろそういうことよりも、もう少し今の中央集権的な地方制度の改革のほうへ全力を注ぐとか、或いは地方団体の財政的な立直しに力を入れるとか、或いは地方自身のいろ／＼な研修に対して補助、助成をするとかいうことのほうが、この際我々としてはとるべき途じやないかというやうに考へられてならない。まあこの程度です。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の秋山委員の御意見でございますが、町村については、一番最初のお話の町村については余り意味ないじやないかという点でございますが、これは勿論御指摘のように、個々の町村が六ヶ月も現任

の職員をやるということは全く考えられないこととあります。まあ考へておりますのは、例えば現在或る町村の職員をいたしておられますやうな者が、これが将来その県の町村会或いは町村議会の事務職員として、県の町村会全体のために働くと、こういうやうな適当な候補者があつた場合に、そういうやうな人について、府県の単位におきまする初度研修を経たやうな者に対して、中央で高度研修を行うというやうなことが考へられるのではないかと、そういうやうなものを、こういふ人の公務員を中央に送ると、こういうやうな形でないか、實際問題としては考へられないと思つておられます。これは自治大学校の運営審議会というものが考へられておるわけでございますが、この運営審議会には各団体の会長が、知事、市長、市町村会長という各会長が加わられるわけでございます。こういうやうなところに諮つて、さういふ希望が出て参りますれば、各市町村の職員等についても基礎的な研修ができるのではないかと、さういふに考へておるのであります。

それからこの自治大学校を作りました、それによつて何か自治庁の出先のやうな形に府県をだん／＼持つて行くのではないかと、それと何か全体の国の最近の行き方と繋がりがあつてないかというやうな御懸念でございますけれども、この点は私も先ほど申し上げております通り、いろ／＼議論はございまして、それらのいろ／＼な地方制度改革の問題とは全く別個のものとして、関連をつけるというやうなことは、全然私どもは提案した過程におきま

さいますが、民主的能率的ということ
を狙うならば、むしろ現場に奉仕させ
ることを専一にして、この効果判定を
明確にしてやつたほうが、遙かに能率

的なことになるのじやないかと思われ
るのであります。秋山委員からも出さ
れましてけれども、そうでなくとも、
今まで官界では学閥が云々されてお
りますときに、これが一つの新しい学
閥とならないということは断言できな
いじやないか。そういう心配がありま
す。

第三といたしまして、「高度の研修」
を行なうということでございますが、
一体、国民は行政官に高度の研修を要
求しておるのでございましょうか。普
通のサービスを現在求めているのであ
りましょうか。私は、求めておるのは、
高度の研修ではなくて、普通のサー
ビスを求めているのではないかと。も
つと普通のサービスを向上させるとい
うような方法をとることが先決ではな
いかと思う。

第四といたしましては、国家が設置
をいたしますと、どうしても国家統一
的な傾向が強くなりまして、又地方の
独自の研修というものがだん／＼阻
まれて来る傾向になつて来るじやない
か。例えば、自治大学校が、こういう
内容であつて、こういう研修項目だか
ら、地方の自治講習所、或いは自治大
学校に類するものも、こういうふう
になつたほうがいいというふうな、中央
に右へならえというふうな傾向を帯び
て参りますと、地方独自の研修とい
うものが、必要欠くべからざる研修とい
うものが抜けられて来るという傾向
が生ずるのではないかと思ふ点であり
ます。

第五は、教育内容の点であります
が、今御説明を承つたところ、実務
養成をするということでござい
ますが、実務というところでござい

国家行政を、現在のまま委託事務を地
方におつかふせて置かしまして、これを
実務と考えておられるのは、地方は大迷
惑だと思ふ。もつと、地方事務を今の煩
瑣から簡単な方向に改革してもらつて
こそ、実務が向上するのであつて、今
の煩瑣事務をそのまま実習させられて
は困ると思ふのであります。又行政経
験という御説明もあつたのであります
が、この行政経験というものを、どう
も学校教育といつたようなもので、或
いは知識といつたようなもので、行政
経験を考へておるのではないかと。もつ
と実務成績というものにウェイトを置
くような方向に持つて行かなければな
らんじやないかというように思われる
のであります。こういう点であります
。又実務内容というものを考へて参
りますと、行政訓練といつたような
ことが主となりまして、技術訓練
が殆んど従になるのではないかと。現在
では、技術が勝れております傾向にあ
りますときに、これを更に助長する
という結果を生むのじやないか。又秋
山委員からも指摘されましたように、
一年に五十人ぐらゐ各県から集めまし
たものを講習をしておりまして、これ
を一年何年経ちましたならば、地方全
体のもつと能率が上がるような効果を期
待することが出来るか、もつと別な方
法というものが考へられるのではない
かという点を考へるのであります
。か、こういう点、どういふ御見解、こ
の設置法の第一条の裏付としてどんな
御見解を考へになつておられるので
ございましょうか。その点を承りたい。
○政府委員(鈴木俊一) 第一のお尋
ねの点でございまして、勤務能率の発
揮及び増進をはかることは、か

ような研修よりも、いろいろ行政事務
の配分でありますとか、或いは勤務条
件の向上でありますとか、むしろその
他の理由によつてこれをはからなければ
ならない、そういう面のほうが多い
のではないかと、いろいろなお尋ねで
ございまして、これは、勿論地方公務員法
全体の体制が、地方公務員法の第一
にございまして、行政の民主的且
つ能率的な運営を保障するといふこと
が地方公務員法全体の精神でございま
して、これは地方公務員法には、御指
摘のような、各種の勤務条件でござい
ますとか、その他給与の問題を初めと
いたしまして、いろいろ保障があり、
それによつて全体の勤務能率が挙つて
来る、こういう建前になつておるわけ
でございまして、研修は、勿論その中
の一つの手段に過ぎないわけでありま
す。ですから、これによつてすべてを
解決するといふ意味ではございませ
んが、併し、これも又さような能率の発
揮増進に資するものであるというま
あ考へ方でございまして。

それから、かような自治大学校の設
置によつて、例えば、学閥というよう
なことが起きないかという御心配で
ございまして、現場主義にむしろ徹した
ほうがよくはないかというお話でござ
いまして、これも、先ほど申し上げたこ
とを繰返すようでございまして、これ
も、運営審議会において、自治大学校
の卒業生の将来のことにつきまして
も、いろいろ協議相談をいたして実施
いたして行くことに相成ると思ひます
ので、さようなことは十分ないよう
にいたし得ると考へるのであります。
それから第三のやはり高度の研修と
いうようなことよりも、むしろサービ

ス主義を徹底せしめることのほうが緊
要ではないかという点でございまして。
これは勿論地方公務員全体といたしま
してサービスピ精神に徹するといふこと
は、先ほど秋山さんの仰せになりました
ような公僕精神というような意味に
おいて、これはすべての地方公務員に
通じて要求される基本案件でございま
すから、その点については正にそう
ございまして、併し幹部職員といたし
ましては、やはりすべての地方公務員
に對してさようなサービスピ精神に徹
せしめるようなことを考へて行かなけれ
ばならぬわけでございまして、さよう
な意味の高度研修といふことは、やは
り幹部職員に對してはサービスピ精神と
共に高度の研修をいたすことが必要で
はないかと思ふのであります。

の養成という点、或いは技術の尊重と
いう点において欠けはしないかという
御心配でございまして、これにつきま
しても必ずしも技術をうんとするとい
うような考へ方は勿論ございせん。
ただこの技術それ自体の研修につきま
しては、やはり土木或いは衛生或いは
農林関係の各種の専門の部門というよ
うなもので、大学等の學問と実務とか事
務の場合よりももつと密接に連なつて
いるといふことが言ひ得ると思ふので
ございまして、そういう意味ではど
ちからか申しますと、かような自治大学
法といふような方式によりましてより
も、或いは先ほど来お話のございま
したような、委託学生というようなこ
とが或る程度実際に即するといふ場合も
あろうかと考へられるのであります。

それから自治大学校で研修をいたし
ます職員が一回五十人といふことの
仰せがございまして、これは今の計
画では一回百五十人でございまして、年
にこれを大体二回やり得るわけでござ
いますから、そういういたしますと三百人
といふことになるわけであります。が、
現在都道府県だけを見ても参りますと、
課長補佐が約千五百三十三人でござ
います。従いまして一応これだけのもの
をやるとしますれば五年間で大体片付
くといふことが言ひ得るわけでござ
います。

○加瀬完君 幹部職員の教育として当
然必要だといふことでございまして、
それで而も一年には三百人を養成する
ことができるし、大体今の課長補佐ク
ラスを入れても四、五年で一応訓練が
終るというところでございまして、そ
ういふ方法もありましようけれども、む
しろそれよりも、例えば中央或いは大

府県との人事交流というものをひとつと
活潑にすることによつて、現在の中
央の相当の経験者というものを地方の
幹部職員として交流するということの
ほうが、遙かに私は行政能力を上げる
ことになるのじやないかと思つてござ
います。又こういうことも地方自治
体を向上させて行く上においては必要
だということでございますが、それは
不必要だとは思いません。併しな
がらそれよりも現在のように停滞して
おりますところの人事をあのままにい
たしておきまして、こういうことを幾
らやつたところで根本的な解決ができ
るかというところは私は問題にしたいの
であります。又次の問題といたしまし
て、実務養成の内容といたしまして、
技術養成はここでやらなくても、委託
学生という方法でやれるという
ことでございしますが、そうであるなら
ば、何か特殊なことで特殊な行政事務
を必要とするならば、それは成るべく
委託学生というふうな方法をとるとい
うこともできないことじやないのじや
ないか。又これは秋山委員からも指摘
されたところでありますが、こういう
た中央に一つの機構を作りますこと
は、だん／＼機構が膨張して行く傾向
にあることも明らかであります。そう
いうことになりましたと費用もかさ
で参るわけでありまして、そういう
費用を中央一つに集結することのほう
が一体行政能力を高める現場教育がで
きるのか、或いはその経費というもの
を地方に補助金なり何なりの形で与え
まして、地方々々に同じ目的を達させ
せるような方法をとらせることのほう
が効果があるというところは相当これは
問題があるのじやないかと思つてござ
います。

す。なぜ一体こういう方法を特別とら
なければならぬかというところは、只
今の御説明ではまだ完全な回答のよう
には私には受取れないのでございま
す。併しまあ次長さんともよから呼ば
れておるようでございますから、私の
お答えはお歸りになつてからで結構で
す。

○政府委員(鈴木俊一君) 向うは非常
に急いでおるようでございますから、
ちよつと失礼さして頂きますして、又あ
とで直ぐ参ります。

○若木勝蔵君 大学の学術局長さん
ちよつとお尋ねしたいと思つたのであ
ります。まあ先般来この自治大学校設
置法というものが政府から提案されて、
私にこれに対する審議をしておるの
でありますけれども、この問題について
二、三私は疑問とするところがありま
すので伺ひたいと思つておるもので
あります。この自治大学校というふう
なものは、現在の学校教育法における
ところの学校とみなされるのかどう
か、その点について伺ひたいと思いま
す。

○政府委員(福田清助君) 只今のお尋
ねの点でございますが、自治大学校は
学校教育法に規定されてあります。学
校でないといふことも解釈いたしてござ
います。大学という文字は使つてござ
います。が、大学校としていふわけの
学校教育法は、御承知の警察大学校
が、大学校でない例といふ学校教育法
の学校でない例といふ学校教育法、
これらがございしますが、自治大学校
もやはりこれらの系列の一つと私どもは
考えております。

○委員長退席、理事堀末治君(席)
○若木勝蔵君 そうですと、学校体
系というふうなものを全般的に考へて

行つたときに、この自治大学校とい
ふふうなものはどういふところに位置
するかというところになつて来るのであ
りますが、この点についての見解はどう
ですか。

○政府委員(福田清助君) 本法の第一
条を見ますと、これは単に再教育だけ
をやる機関のようでございます。兼ね
ていふ／＼所掌事務として調査等を行
つたします。むしろこれは学校という機
能とは全く違つたものじやないかと思
います。御承知のように学校は勿論学
生の養成をいたします。同時に再教育
もいたし得るのでございします。それ
も、かくのごとく学生の養成というよ
うなことをいたしませんで、再教育の
みから出発いたしまする機構は、これ
はいわゆる学校系列の外にあるものだ
と私どもは考へております。

○若木勝蔵君 そうですと、
学校教育法に定めてあるところの学校
というふうな場合には、いずれの場合
においても設置基準というふうなもの
は私は考へられるだらうと思ひます。
殊に大学と名のつく場合には相当やか
ましいいわけの大学設置委員会という
ようなものがありまして、相当これは
設置基準については手厳しいところの
吟味がされるのであります。そういう
際に大学校という名称を用いて設置さ
れるというふうな場合には、これはや
はりそういう設置基準に準じたような
ものによつて一応吟味しなければなら
ないと思ふ。学校と名のつく以上は、
そういうふうなものは大した設置基準
として備わつておらない場合に、学校
という名称を用いることについてはど
ういふふうなことになるのですか。

○政府委員(福田清助君) これが先般

御指摘のように、若し大学であります
れば、大学基準によらなければならぬ
かと考へております。ただ私どもが解
釈いたしますのは、これは学校教育を
行ふものでないで、学校教育法の全
然適用外でございしますから、学校教育
法の予想いたしますその各種の学校の
基準というものは、この場合考へる外
に置かなければならぬものと思ひて
おります。

○若木勝蔵君 そういうふうな場合
に、学校という名称を用いることにつ
いてはどうお考へになつております
か。

○政府委員(福田清助君) 学校教育法
第八十三条第二項には「各種学校その
他第一条に掲げるものの以外の教育施設
は、第一条に掲げる学校の名称を用い
てはならない」と、こうあります。こ
れが学校教育であり、大学であります
れば、大学にあらずして大学というこ
とはいけないのでございします。それ
も、大学校と言つておられますし、そ
の内容は第一条に明らかでございまし
て、この間混濁する憂いのないもので
ございしますから、従ひまして私どもは
この大学に関する名称の禁止は、この
場合は当てはまらないものだと思ひて
おります。

○若木勝蔵君 法的に考へて、そうい
うふうな大学校といふことが差支えな
いといふことになりました。世間の
常識的に考へまして、一つの学校に
は、学校教育法の第一条からしてはつ
きりしておるのです。そういうふうな
ものと非常にまぎらわしいものになつ
て来るのではないか。その点について
は学校の体系上、文部省としてはこれ
は禁止するべきものではないけれど

も、こういうふうなものは成るべく使
わないほうがいいだらうというお考へ
があるのか、使つても一向差支えない
というお考へなのか。

○政府委員(福田清助君) 若しこれが
一般の学徒を収容いたしまして、教育
を行ふものでありますと、世人に對し
まして非常に誤解を生じやすいので、
そういう場合には私どもも十分警戒し
なければならぬと思つております。

ただこの自治大学校は、ここに入つて
参ります者は現職の地方公務員であつ
て、地方団体或いは地方自治庁あたり
で所管せられまして、一定の者が入つ
て参ります。従ひまして一般の学生生
徒が誤解を起して、ここに入り得るの
だと思ひましたり、或いはここを一般
の学校教育を行うものだというふうな
虚れがないものですから、法の第一
条その他において、余りに一般の学校
とは性質が違ふことが明らかでありま
すから、私どもはこの際警戒しないでも
よろしいのではないかとと思つてござ
います。

○若木勝蔵君 こういうふうな例は、
警察大学校というふうなものほかに
まだありませんか。

○政府委員(福田清助君) 現在ござ
いますのは、警察大学校、保安大学校、
海上保安大学校、この三種と考へてお
ります。

○若木勝蔵君 大学校についてはそれ
だけでありますけれども、大学の付か
ない学校というものは他にありません
か。

○政府委員(福田清助君) 運輸省所管
でございまして、船員の再教育をいた
してあります海技専門学校という再教
育のみをいたします施設があります。

○若木勝蔵君 更にもう一点伺いたいのは、学校というふうな場合には、これは当てはまらないというふうなお話であるから、或いは私の問うことについては、そういう心配は要らぬということになるかも知れませんけれども、大体我々の頭に考えられておる学校というふうなものになりますれば、学校の経営とか運営とかいうような場合には、学校自体に、或いは校長なり、或いは大学で言えば学長なり、そういうふうなものに自主的に運営して行く部面が考えられる。ところがこの自治大学校は、政府が直接にこれをいわゆる学長なども自治庁長官がいる／＼命じて、そして学校の校務などを処理させる。こういうふうな形は我々としては余り例を見ないように思うのであります。が、こういうふうな行き方については、文部省としてはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(稲田清助君) 学校教育につきましても、教育基本法の条章もございまして、教育の自主性というものが非常に尊重される性質のものであることは勿論でございます。ここに制定せられんとしております法案の自治大学校は、先ほど来申し上げておりますように、学校教育にあらずというふうな考えに立ちました場合には、一般の学校に通じます性質というものはここには当てはまらないものでよろしいのじやないかと思ひます。

○若木勝蔵君 それでは最後に伺いたいののは、こういうふうな職員の組織から考へて、或いはその他の設備、こういう面から考へまして、どうも従来我々として考へられておるような、それは学校教育法にあるがなからうが、学

校という觀念からいたしますれば、全く体をなしておられないものに對しては、自治大学校という名称をかぶらせることについては、むしろ私は講習所とか、養成所という程度のものじやないかと思ひますが、どうでしょう。そういう点から考へて、この名称についてのお考えを伺いたひと思ひます。

○政府委員(稲田清助君) それらの感じにつきましては、いろいろな御意見があるかと思ひますが、大学校は大学に我々いたしましては、大学校は大学にあらず、又学校にあらずという建前をとります以上、学校教育の規範を以てこれを考える必要もなからうかと思ひます。

○若木勝蔵君 よくわかりましたのですが、文部省と自治庁は相談しておるのではなからうかと思ひますが、ところが実際にいまして、先ほど自治庁の次長さんの御答弁の中にも、自治大学と言つたり、自治大学校と言つたり、いろいろ／＼混つておるのです。そういうことが民間においても相当ごんがらごんがらあるのじやないかと、こういうことを心配するのです。

○秋山長造君 文部省のほうでは、現在ここで謳われておるような目的のために、地方の県庁なり或いは市町村等から、国内留学というふうな意味で、国立の大学、特に東京とか京都あたりの大学へ委託学生を派遣したいというふうな希望が出た場合に、それをお受入れになる御意思があるかどうか。

○政府委員(稲田清助君) 大学の運営行政は法上、大学に任せております。大学自身が或いは余裕があり、それが適切だと考へます場合には、受入れらるうと思ひます。現に私も承知

いたしておりますのは、京都大学でございまして、あの附近の公共団体の職員を入れております例がございまして、そのほか私存じませんけれども、大学に余裕があり、準備ができれば、勿論受入れるべきものと思ひます。

○秋山長造君 ちよつと私聞いてお尋ねしますが、そういう場合に、やはり委託学生として受入れる場合は、一般の学生が入学する場合との扱いは、やはり委託学生の場合は何か特別に大学のほうで便宜を図られるとか、或いは文部省として特別な扱いをしたほうがいいたうかというふうな示唆を与えられるとか何とか、そういう考へがございしますか。

○政府委員(稲田清助君) まあ関係行政庁から御依頼等がございました場合には、大学に對しまして、委託学生受入という点について、できるだけ便宜を図つてもらいたいということは、御依頼申上げることにはございします。例えば警察関係その他においてもそういう例がございします。

○加瀬完君 自治庁のかたによろしくございしますか。……そういう委託制度というものを今現実に認められておるといふことは、そういう制度を利用することを避けて、今問題になりました大学校を設けたいとした理由は何でございしますか。

○説明員(山野幸吉君) お答え申し上げます。今の御質問の点は、昨日の御質疑の中にもございしましたが、実はこの大学校設置法案を作りました場合には、同様な意見が政府内部にございまして、私も大学校の委託学生でやるといふような行き方も、これは十分研究に値するのじやないかという工合に

考へましたのでございしますが、ところが先ほど来次長からいろいろ御説明もございしましたように、地方公務員の幹部職員としての研修というところに地方制度に對する一般的な学問の純理論だけの教育では、これは困るのではなからうか、又現に地方団体、地方の研修機関から要望しておりますところの、飽くまで地方の行政の実務と関連した実務研修をやつてくれと、こういう要望で、中央の研修機関設置の要望があつたわけにございします。従いましてそういうような点からいろいろ考慮しまして、これはまあ一般の大学の委託よりか、実務の研修機関としての大学校を作つて行つたらどうかという工合になつたわけにございします。

まあ大学校という名称自体につきましては、同様法案を提出いたしますまでも、いろいろ／＼経緯もございまして、いろいろ異論もありましたのですが、強いていへば／＼申上げましたのは、先ほど次長からもその経緯についてはお話がございしましたが、この研修機関は、先ず府県に一般の初任者の研修機関として、自治研修所とか自治講習所という研修機関がございまして、最近東北ブロックあたりでもお考へになつておられて、ブロックで各府県の研修を始めて、ブロックというところで、より高度の研修をやつておるよに聞いております。

それから又ほかのブロックでもそういうふうな研修機関、県で行う研修より少し高度のものをやつて行こう、こういう考へ方があるのです。従いましてそういう研修機関の上に、これらと相協力して地方公務員の研修効果を大に挙げて行こうと、その府県の研修機

関、ブロックの研修機関の上に立つ最高の、高度の研修機関として設置をしたい、そういう大体的段階的な構想もございまして、それで自治大学校というものが最もふさわしいのではあるまいかと、こういう工合に考へておるのでございします。

○加瀬完君 あとはやはり内容の繰返しになりますから、次長が歸つて参りましたから伺ひます。

○秋山長造君 お伺ひしますが、自治大学校の講師ですね。予定されておる講師の陣容というものは、この説明書を見ると、常勤講師二名くらいで、あとは全部嘱託講師ということでおやりになるようですが、その通りですか。

○説明員(山野幸吉君) この講師の問題は、非常にむずかしい問題がございしますのですが、大体先ほど次長から御説明がございましたが、その科目といたしまして、大体基礎的なものを一つ考へる。

○秋山長造君 基礎的なものというのは具体的にどういうことですか。

○説明員(山野幸吉君) 具体的に申しますと、例えば憲法でございまして、これは昨日詳細に申し上げましたが、憲法とか、行政法とか、財政学とか或いは経済論とか、社会政策とか、政治学或いはまあ統計学とか社会学、そういうような学科、こういう学科につきましましては、もつぱらその各大学の教授のお方々とか或いは民間の学識、御造詣のある人に依頼する部分が多いのではなからうかと思ひます。次には地方行政の一般論と申しますか、これも昨日申し上げましたが、或いは地方税、財政制度であるとか、或いは選挙制度、或いは議会制度、或いは都市

経営、農村経営、それから国土計画とか、地方計画、或いはその自治制度の全般の運営論、こういう学科につきましても、大体専任の講師がおりまして、その主要な部分をこの講師のかたにお願いしたい、こういう考えをしておるわけです。それから各部の教育行政とか商工、労働、各省庁のいわゆる各部行政につきましては、これはまあ各省の責任者の方々に講座を担当して頂くのが最もふさわしいのではなからうか、かように考えております。それから次に一般のいわゆる管理論でございしますが、例えば組織或いは人事管理、事務管理、財務管理、それから法制実務とか、公営企業、こういうような学科につきましては、これはまあ相当専門的な科目でございしますから、これはまあ専任の講師に主となつて教えて頂く、かように考えております。勿論常時半年間研究をやりまします場合には、いろいろ時間の都合も、時間が空きましたりいろいろな場合が想定されますので、その間彼此融通して行かなければならぬことが多いかと思ひますが、大体の考え方としてはそういうふうな考え方をしております。従ひましてそういう専任講師につきましては、単に学理、理論だけを専門になさつておる方々でも十分ではございませぬので、更にでございますなら地方行政についての経験を持つたおかたで、なお且つ或る程度そういう地方自治について理論的な御研究もなさつておる、こういうような線から人選を進めて行きたい、かように考えておる次第でございします。

【理事堀末治君退席、委員長着席】
○秋山長造君 今大休の内容を伺つたのですが、そうしますと、これだけの各般に亘つた講義を半年間でおやりになる場合、大体講師の人員というのは何名くらいになるのですか。囑託、専任両方合せて。

○説明員(山野幸吉君) お答え申し上げます。大体基礎的なものにつきましては、先ほど申し上げました各学科別に御一人のかたにお願いするようにするのではないかと存じます。それから各行政論でございしますが、これも個々に挙げました七つの行政論を置いておりますが、まあ大体こういう数の責任者のかたにお願いしなければいかん。

○秋山長造君 これは専任ですね。

○説明員(山野幸吉君) はあ、それから地方行政一般論と管理論専任の講師が二名おられるわけです。それから更に基礎学といつたしまして、いろいろ先ほどお話も出ておりますように、一般的な教養なり常識を与えるように努力もして行かなければならぬと思ひますので、例えば自治の問題を捉えます諸講は、場合によりますれば、歴史、文学、社会学のようなものについても自由な講話の時間を置きたいと思ひますので、これらの講師の方々も相当お願いしなければいかんのではないかと、かように考えております。

○秋山長造君 この中で内容的にも相当問題があると思つたのです。例えば基礎学として憲法あたりがございしますが、憲法なんかにしても今の日本国憲法の解釈にしても、第九條の問題なんかは、ああいうような猫の目の變るやうに解釈が成り立つし、立場々々によつて非常に勝手ないい解釈をこじつけることがあつてゐる。まして自治局長

官が直接監督の下にやる憲法の講義なんというものは実に危険がある。それから特に政策的な面ですね、社会政策、農業政策、こういうような面になりますと、政策学なんかは、特に学者は一応政治的なものの束縛を受けない環境と立場でやらなかつたら、とにかく時の政府の都合のいい政策ばかりやる。だから恐らく自治局長官がこういうことを進んでやらせれば、恐らく気に入らん学問体系を持つた学者は喜びませんよ。政府の都合のいい学者ばかり呼んで御用的な政策学ばかり吹込む、これは火を見るよりも明らかです。それから各部行政に各省の役人を囑託するおつしやるが、結局こうなれば、国は何をしようとしてゐるか、地方団体は国の方針に如何に順応すべきかといふことばかり教育するのであつて、地方自治体自身の自治の進展とか、向上とかいふことは二の次になると思ふのです。とにかく中央に都合のいい工合に、中央のきめる順序に当てはめたような地方行政のあり方ばかり教育して行くのじやないかといふことに懸念する虞れが非常にあると思ふのです。ですから、とにかく内容的にも私に大いに疑問を持つてゐる。

○説明員(山野幸吉君) お説のような虞れも必ずしもないとも言へないと思ふのでございしますが、今大ありだよ」と呼ぶ者あり」ただこの自治大学校の運営につきまして、先ほど次長から御説明申し上げましたように、例えば科目の構成にいたしましても、講師の人選にいたしましても、一応運営審議会にもお諮りしたり、その他我々も慎重に検討いたしましたので、さうな危険のないやうに考えて行きたいと思つて

○秋山長造君 これは水掛論になるのですが、次長帰られるまでの時間潰しに……。だれどこれは今おつしやるけれども、地方自治の経験のない中央の役人が、地方自治に向いたような教育ができませんか。官治行政ばかりやつて来た者が地方行政ばかりやつて来た者に向つて、地方行政に一番よく当てはまる教育ができるかどうか。やはり中央の官治行政の線にはまつて来るやうな地方行政の教育をやるといふことに實際問題としてはなりはしませんか。

○説明員(山野幸吉君) ちよつとお断り申上げておきたいと思ひますが、これは研修科目の内容は、只今私どもが検討いたしました、現段階に一応御参考にご覧いただきまして、研究しておるといふ試験でございまして、将来なお更に研究して行きたいと思つております。それから各部行政は成るほど教えますけれども、主として私どもは地方行政一般論に重点を置いておりました。ただ地方行政の一般論だけ教えたんで十分でないから、一應幹部職員には各部行政に対する常識もなければいか

おります。それから各部行政論につきましても、決してこれは中央の立場から説くというよりか、むしろ自治体を中心とした各行政論を教えて頂くやうな行き方をとつて行きたい、例えば各省にもいろいろ各地方課という課があるやうでございしますが、いろいろ地方の立場に立つて行政事務の執行を見ておられる部分もございしますので、成るべくその行き方としては地方自治体から見ただ各部行政はどうなつてゐるかというやうな、全般の姿で是非これは教えて行かなければいかんのではないかと、かように考えております。

○秋山長造君 これは水掛論になるのですが、次長帰られるまでの時間潰しに……。だれどこれは今おつしやるけれども、地方自治の経験のない中央の役人が、地方自治に向いたような教育ができませんか。官治行政ばかりやつて来た者が地方行政ばかりやつて来た者に向つて、地方行政に一番よく当てはまる教育ができるかどうか。やはり中央の官治行政の線にはまつて来るやうな地方行政の教育をやるといふことに實際問題としてはなりはしませんか。

○説明員(山野幸吉君) ちよつとお断り申上げておきたいと思ひますが、これは研修科目の内容は、只今私どもが検討いたしました、現段階に一応御参考にご覧いただきまして、研究しておるといふ試験でございまして、将来なお更に研究して行きたいと思つております。それから各部行政は成るほど教えますけれども、主として私どもは地方行政一般論に重点を置いておりました。ただ地方行政の一般論だけ教えたんで十分でないから、一應幹部職員には各部行政に対する常識もなければいか

んという意味から各部行政論を今考えておる次第でございまして、決してここに重点を置いておるわけではございません。

○加瀬亮君 お話を承つておりますと、どうも自治庁の考え方は、国家行政の委託事務としての地方行政を前提として考えておつて、そこから立論を進めておるやうにしか受取れないのですよ。それでないならば、むしろ今の行政法といつたやうなものを考えまして、行政法といふもので一体地方行政といふものが本当に正しく取上げられ、正しく意味付けられておるかどうかといふことを考えると、非常に地方行政といふ面では、まだ未開拓の面が多いといふことを痛感するを得ないと思ふ。そうすると、その未開拓の地方行政といふものの問題を残しておる、行政組織なり行政法といふものを自治庁といふものだけで、地方の行政官に訓練をして行こうといふ考え方はどうにも、先ず検討を加えなければならぬじやないかといふ反省が、自治庁としては先ず第一に行われなければならないじやないか。そうではなく、一地方の行政官そのものに大学なら大学に、或いは研究所なら研究所に飛び込ませて、地方行政の面から見たところの各々、の経済の面なり或いは財政学の面から、或いはそれ、の法律の面なりといふものを研究させるという制度を確立して、その補助を第一歩として出発させるといふことか考えたが、本当の自治の振興といふことになるのじやないかと思はれるのです。どうもそうでありませんと、六カ月の間になか／＼四年の大学の課程でも問題があると批評されておる現在、たゞさんの法律から経済

までも含めて、或いは政治学といったようなものまでも含めて押込められては思考力というのが全然なくなつちやうのじやないか、それから自由選択の研修なんかでもできないのじやないか、そうしたら六ヶ月詰込まれたものを一番いいものを地方に持つて行つて、それでやらせちや、これは又泣くのは国民という虞れすらもあるのです。昔の陸軍大学校や海軍大学校と同じようなことが、今度は形を変えた自治大学校というように、庶民の上に被つて来てはやりきれないという憂ささえ私は感じるのですがね、どんなものですか。

○説明員(山野幸吉君) これはまあなかなかむずかしい問題でございまして、この科目の選定につきましてはまあお十分検討して行く余地があると私も考えておりますが、それから又教授の方でございまして、これもまあ講師に一定の限界がございまして、そしてどういうやり方で教えて行くかという事になりますと、非常にまあむずかしい問題でございまして、併しまあ最近の大体研修の方法は、一般的に申しまして、成るべく講義式ではなくて、ゼミナール式の研修になつておるようでありまして、大体講義のやり方としてはゼミナールのような方式で自由にディスカッションのできるような方式でやつていきたいと考えております。それで勿論内容を見ますと、いろいろ各省庁の行政論を中心に教えるような体系になつておるといふお話もございまして、これは私の説明もまずかつたと思いますが、決して各省庁の行政論を中心には置かない。成るべくこれはもう地方自治の諸制度運営、そ

ういうものを中心にしてやつて行きたいと思つております。まあ全般的に大学校の教育を、この研修をどういうふうに構成して行くかという問題につきましては、私も非常にまあ苦心を現在してございまして、更にまあ運営費議會でもございまして、十分に御議論を願つて最も効果的な研修に我々持つて行きたいと、かように考えております。

○加瀬完君 次長が参りませんから、さつき次長に伺つた内容に若干触れることでありますが、課長さんに伺います。自治庁の説明は、さつき秋山委員の指摘してございまして、地方自治の主体と言いますか、中心は市町村にあるということをお説されておるわけでありまして、この自治大学校で訓練されますところの対象は主として都道府県の職員ということになると思ひます。で、自治庁が自治庁として考えて、地方自治の一番の中心であるという市町村の吏員の訓練を都道府県に任せにして、自分では特別にやらなくともいい、自力でやれるような都道府県のほうの公務員だけを特別にこういうものを作つてやるということは、やはり痛くもない腹を探られることにもなるのじやないかと思ひますが、それは一応おきまして、一体なぜ自分たちが一番中心だと思ふ者の訓練を確実に取上げてやるように計画を進めなかつたか、この点。

○説明員(山野幸吉君) お説のように自治大学校におきましては、先ず第一次の地方公共団体である市町村を中心にすべきであると、こういう考えも確かに私は十分理由があると思ふのでございまして。併しながら先ほど秋山委員からの言葉にもありましたのでございしますが、個々の町村がその職員を半年もそういう研修に出すにはいろいろ財政その他の都合がありまして、事実上困難じやなからうか、それから又それほど高度の研修が町村の職員に必要なかどうかということも、只今秋山委員のお話にもあつたわけでありまして、従ひまして私は先ず府県で研修所を作つて頂いて、その手近かの府県の研修機関で十分研修して頂くように、我々もこの自治大学校を通じて、府県の研修機関を指導して行きたい、そういう場合に町村の職員の研修は、こういう場合にやつたほうがよろしい、それから又その内容、科目等はこつあつたほうがいい、或いは場合によつては、講師を府県に御馳旋してもいいと思つております。そして第一次的に府県でやつて頂くということは、これは建前として現状に即しておるんじやなからうか。それからいま一つは府県の職員を研修するという事は、延いてその府県の職員が地方自治に対する認識を持ちますから、従ひまして市町村の地方自治の伸張にも又役立つのではあるまいか、こういう場合に考へております。それから又これは先ほど次長からのお話にもありましたか、例えば町村の議長会とか町村会とか、そういう県単位のもの或いは全国的な組織の代表者、そういう職員につままして自治大学校で研修をして行つたらと、こういう場合に考へておりまして、決して市町村を論外に置くといふような考えは毛頭持つておらないわけでございます。

○加瀬完君 そこに自治庁の随分矛盾があると思ふのですよ。市町村が地方自治体においては中心だとおしやるのであるならば、市町村というものと国というものと県というものと段階はなはずです。若し段階を付けるならば、市町村にウエイトをおくべきである、ところが説明は一貫して国、県、市町村という曾つての官治統制時代の段階を考へておるに思われるので、思われるんじやなくて考へておるのです。そこで今のお言葉の中でも、市町村についてはそれほど高度の研修を必要としないといふけれども、自治体の中心が市町村で、市町村の自治の振興ができれば、自治体の振興がないといふならば、もつと高度の研修といふものを必要とするのはむしろ市町村でなければならぬ。自治庁ともあるものが、それほど町村には高度の研修を必要としないといふうなことは甚だ私には背けない言葉であるのです。市町村といふのは一つの面なんです、面といふものを放つておいて県のやうな点みたいなものを、点は絶対にそれ以外にはならない、そういう考え方といふものは腑に落ちない。そこで予算の面とか或いは手近くやる方法とか、いろいろなことがあると思ひますけれども、予算の面とか手近かにやるという方法は、これは仕事をして行く上には、目的のためには第二、第三の問題でありまして、一体地方公共団体といふものを振興して行くためには、どういふ方法を第一義的にとらなければならぬかといふことを考へてやつて頂かなければまずいと思ふので

○説明員(山野幸吉君) 先ほど町村の職員にはさほど高度の研修は必要でない、こういうことを私が申し上げたといふ、こういうことを私が申し上げたといふ、こういうことにお聞きになつたやうですが、これは秋山委員のお言葉をお借りしたわけにございまして、私もばあ事実、場合にによりましては府県の職員と同じレベルで研修をやつて行くわけにございまして、従ひましてそれがそのまま町村へ歸つて役に立つかという問題については、その実情に應じまして、そういう場合も、只今秋山委員のおつしやつたような場合もあり得ると思ふのでございまして。併しながら決してそういう高度の研修は必要だといふことは私は申し上げなかつたつもりであります。

○加瀬完君 どつちを中心におくかといふことによつて、現在の地方団体を振興させるために、都道府県の公務員を教育することが大切か、市町村の吏員を教育することが大切か、ということなんです。私は市町村の吏員こそ教育を必要とする多くの場面を持つてゐるのじやないかと思ふのです。又これを教育することによつて遙かに民衆に大きな幸福を与える場をも持つてゐるのじやないかと思ふのです。これを捨てておいて、市町村から比べれば点のやうな県の公務員だけを扱つておるといふのは、どうも腑に落ちないといふのです。

○説明員(山野幸吉君) この問題につつましましては、先ほど鈴木次長からもお話がございしましたが、決して町村の職員は除外するんだという考えでも全然ございせんので、全く同じやうに入れて行きたい、併し差当つて今年度は予算その他の関係もございまして、差当つては都道府県、五大市の職員が中心にならざるを得ないだらう、併し

将来予算措置もできまして、相当充実できましては、市町村の職員も任命権者の要望がございすれば、決してこれを拒むものではなくて、同時にこれを行きたい、それと同時に現在全国町村会或いは町村議長会等講習をやっておりますが、最近も、自治大学校が若し将来できるようなら、こういう講習は自治大学校と一緒にやつてくれないうちという要望もございすので、私もはそういう要望も大いに賛成でございまして、そういう場合には全国町村会と共同でそういう研修を自治大学校でやつて行きたいということも考えております。それから又先ほど次長のお話にもございまして、将来は通信教育その他もやつて行きたい、かように考えております。

は市町村というものは、そのうちのほうへかたされてしまひまして、都道府県の公務員というものを中心に大体計画が運ばれてゐる。そこで自治庁の今までの考えとは若干齟齬する場面があるんじゃないか、そこで市町村というものを今までのように考えるならば、こういう自治大学校という極く少数の者しか収容できないような制度というものを作つたところで、市町村の公務員の訓練には甚だ完備を期することはできないだらう、それならば、ほかに方法があるんじゃないかと我々は考えられるのだが、あえてこの方法をとつたのはどういうわけか、こういうこと

いうものは、やはり国政事務に直接連なるもの或いはそれ自体国政事務であるというふうなものが多いわけでありまして、この団体における行政が民主的且つ能率的に行われるかどうかというところは、やはり一面の立場からいたしましてならば、非常にこれは大きな関心を持たざるを得ないわけでございます。市町村におきましては、勿論自治の基本的な単位といたしまして、これを最も重視いたさなざるならんわけでございますけれども、重視するということとは、中央が直ちに市町村それ自体の職員を取上げて直接研修をするということにはならんわけでございます。まして、やはりこれは市町村の職員について、殊に町村の職員につきましても、最も中心的な研修の職責を持つものは、これは市町村の連合会或いは府県であらうと思つております。今日の実際におきましては、府県が研修機関を作つて市町村職員を研修してやるというものが実情でございす。理論的には府県と市町村は対等であることが、いさゝか御議論もございす。が、実際にいへば府県のそういう役割を無視しては、今日の制度の下におきましては行政を運営することは困難でございす。そういう意味におきまして、市町村職員の研修の主体は、今日ではやはり都道府県にこれを置く。第一次の研修機関としては府県を中心とする。従つて勢い高度研修機関である自治大学校というものに対しては、市町村としてはどうしてもやはり第二義的になるほかはない。勿論今日でも全国町村会或いは全国町村会議長会或いは全国市長会、市議会議長会というふうなところで、それ、夏季等

におきまして、一週間程度の或いは五、六日程度の短期講習をいたしております。これはやはり地方におきまして、現実に適切な講師が得られないというところに根本の原因があるわけでございます。そういう意味でやはり市町村の職員につきましても、短期講習という面において、これは本来の高度研修という点から言つと、若干そういうわけでございす。が、やはりこういうふうな講師と施設を持ちますならば、そういうものに對しても研修をするということが適當であらうと思つております。何故に然らばその自治大学校を作らなざるならんかという点を、特に加瀬先生お尋ねでございす。が、私もといひましたし、やはり今のような考え方から国としては、この際府県の職員、五大市の職員というものを第一義的に研修をいたす。それについてはやはり相当高度の研修というものを、国の必要からいたしても或る程度考へて行かなざるならんと同時に、それが又府県の自治行政の水準を高めるゆえんのものになる。要するに両方の目的がそこで達せられるというふうに考へるのであります。市町村職員に対する研修というものは、やはり府県庁の職員が、実務研修等につきましまして或る程度の力を持つておるわけでございます。そういうふうな考え方で参りたいというふうに思つておるのであります。これは独り私どもがさように考へるといふだけでなくて、自治庁には御承知のように自治庁参事というのがございまして、ここには全国の地方自治団体の六団体の代表者と四人の学識経験者が加わつておるわけでございますが、そこでこれらの

問題につきましても、篤と論議いたした末、かような案を国会に提出いたしたような次第でありまして、これらの団体におきましても、これをいづれも要請しておられるわけでございます。○加瀬完君 暴言をお許し頂くならば、語るに落ちるということがございす。が、次長は、結局国家行政の委託事務の担当してある面が非常に都道府県化の上にも教育をして行かなければならないという意味のお言葉があつたのでございす。が、結局自治大学校の設立の趣旨というものは恐らくそこにあるのではないかと思ふ。そうであるならば、非常に自治大学校というものは、一体、地方自治の本質的な発展のためになるのか、国家事務の能率化、下請け機関としての地方行政を能率化させるために位置付けられたものかという、大きな疑問が又生れるわけでありす。これは議論になりますから一応おくといひましたし、逆に私は伺いたいのであります。それならば、現在の市町村公務員を都道府県任せの現在の研修状態において、自治庁は満足な状態であるというふうに考へるのか。それとも都道府県は現在研修機関を持つておりますけれども、それと市町村の職員の研修状態と比べて、甚だ都道府県のほうが市町村の公務員よりも研修状態が見劣りしておるという御認識でございすか、その点……

○政府委員(鈴木俊一君) 市町村の職員に對します研修の現状は、必ずしも現状で満足な状態だと申せないと申すのであります。これはやはり先ほども申し上げましたように、現地に適當な講師がいないうち或いは教材等について

將來予算措置もできまして、相当充実できましては、市町村の職員も任命権者の要望がございすれば、決してこれを拒むものではなくて、同時にこれを行きたい、それと同時に現在全国町村会或いは町村議長会等講習をやっておりますが、最近も、自治大学校が若し将来できるようなら、こういう講習は自治大学校と一緒にやつてくれないうちという要望もございすので、私もはそういう要望も大いに賛成でございまして、そういう場合には全国町村会と共同でそういう研修を自治大学校でやつて行きたいということも考えております。それから又先ほど次長のお話にもございまして、将来は通信教育その他もやつて行きたい、かように考えております。

は市町村というものは、そのうちのほうへかたされてしまひまして、都道府県の公務員というものを中心に大体計画が運ばれてゐる。そこで自治庁の今までの考えとは若干齟齬する場面があるんじゃないか、そこで市町村というものを今までのように考えるならば、こういう自治大学校という極く少数の者しか収容できないような制度というものを作つたところで、市町村の公務員の訓練には甚だ完備を期することはできないだらう、それならば、ほかに方法があるんじゃないかと我々は考えられるのだが、あえてこの方法をとつたのはどういうわけか、こういうこと

いうものは、やはり国政事務に直接連なるもの或いはそれ自体国政事務であるというふうなものが多いわけでありまして、この団体における行政が民主的且つ能率的に行われるかどうかというところは、やはり一面の立場からいたしましてならば、非常にこれは大きな関心を持たざるを得ないわけでございます。市町村におきましては、勿論自治の基本的な単位といたしまして、これを最も重視いたさなざるならんわけでございますけれども、重視するということとは、中央が直ちに市町村それ自体の職員を取上げて直接研修をするということにはならんわけでございます。まして、やはりこれは市町村の職員について、殊に町村の職員につきましても、最も中心的な研修の職責を持つものは、これは市町村の連合会或いは府県であらうと思つております。今日の実際におきましては、府県が研修機関を作つて市町村職員を研修してやるというものが実情でございす。理論的には府県と市町村は対等であることが、いさゝか御議論もございす。が、実際にいへば府県のそういう役割を無視しては、今日の制度の下におきましては行政を運営することは困難でございす。そういう意味におきまして、市町村職員の研修の主体は、今日ではやはり都道府県にこれを置く。第一次の研修機関としては府県を中心とする。従つて勢い高度研修機関である自治大学校というものに対しては、市町村としてはどうしてもやはり第二義的になるほかはない。勿論今日でも全国町村会或いは全国町村会議長会或いは全国市長会、市議会議長会というふうなところで、それ、夏季等

におきまして、一週間程度の或いは五、六日程度の短期講習をいたしております。これはやはり地方におきまして、現実に適切な講師が得られないというところに根本の原因があるわけでございます。そういう意味でやはり市町村の職員につきましても、短期講習という面において、これは本来の高度研修という点から言つと、若干そういうわけでございす。が、やはりこういうふうな講師と施設を持ちますならば、そういうものに對しても研修をするということが適當であらうと思つております。何故に然らばその自治大学校を作らなざるならんかという点を、特に加瀬先生お尋ねでございす。が、私もといひましたし、やはり今のような考え方から国としては、この際府県の職員、五大市の職員というものを第一義的に研修をいたす。それについてはやはり相当高度の研修というものを、国の必要からいたしても或る程度考へて行かなざるならんと同時に、それが又府県の自治行政の水準を高めるゆえんのものになる。要するに両方の目的がそこで達せられるというふうに考へるのであります。市町村職員に対する研修というものは、やはり府県庁の職員が、実務研修等につきましまして或る程度の力を持つておるわけでございます。そういうふうな考え方で参りたいというふうに思つておるのであります。これは独り私どもがさように考へるといふだけでなくて、自治庁には御承知のように自治庁参事というのがございまして、ここには全国の地方自治団体の六団体の代表者と四人の学識経験者が加わつておるわけでございますが、そこでこれらの

問題につきましても、篤と論議いたした末、かような案を国会に提出いたしたような次第でありまして、これらの団体におきましても、これをいづれも要請しておられるわけでございます。○加瀬完君 暴言をお許し頂くならば、語るに落ちるということがございす。が、次長は、結局国家行政の委託事務の担当してある面が非常に都道府県化の上にも教育をして行かなければならないという意味のお言葉があつたのでございす。が、結局自治大学校の設立の趣旨というものは恐らくそこにあるのではないかと思ふ。そうであるならば、非常に自治大学校というものは、一体、地方自治の本質的な発展のためになるのか、国家事務の能率化、下請け機関としての地方行政を能率化させるために位置付けられたものかという、大きな疑問が又生れるわけでありす。これは議論になりますから一応おくといひましたし、逆に私は伺いたいのであります。それならば、現在の市町村公務員を都道府県任せの現在の研修状態において、自治庁は満足な状態であるというふうに考へるのか。それとも都道府県は現在研修機関を持つておりますけれども、それと市町村の職員の研修状態と比べて、甚だ都道府県のほうが市町村の公務員よりも研修状態が見劣りしておるという御認識でございすか、その点……

○政府委員(鈴木俊一君) 市町村の職員に對します研修の現状は、必ずしも現状で満足な状態だと申せないと申すのであります。これはやはり先ほども申し上げましたように、現地に適當な講師がいないうち或いは教材等について

も適當なものがないというような件が少くないわけではございまして、そういうところでは、この自治大学校の考え方といたしましては、やはり講師の斡旋をいたしたり或いは各種の資料を交換し或いは提供するといったような便宜を地方の研修施設にも与えようという考え方を持っておるわけではございまして、そういうことによつて、今の市町村の職員に對しまする研修ということもだん／＼と引上げられるであらうというふうに考えるわけではございまして。

○加瀬完君 そういふ点からいたしましても、それならば、地方研修施設の充実と自治大学校の設立とがどうも有意義だと思へますか、もう一度申上げますと、現在ある地方研修機関の施設内容というものを充実させるような方法を講ずること、そうであるが、現在ある地方研修施設は現在のまゝにして、中央に自治大学校を置くということ、どちらが地方のためにおなりになるかと考えになりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはいづれもゆるがせにいたしてはならんと考えます。中央におきましますかのような施設も、先刻来いろいろ申上げように、私も今日この段階では新しい姿の自治体と中央との結付という点から考えましても、かような地方公務員の養成と申しますか、資質の向上を中央と地方が一緒になつてやるといふ一つの施設が必要であると考えます。又市町村につきましては、今の府県単位、要するに中間の単位におきましての研修というものを今後更に力を入れて行く、これは両々相持たなければなら

らんとする。一方だけやれば他方はやらんでもよろしいというものでないと思ふのであります。○加瀬完君 それは勿論そうなので、併し現実の地方自治体の状態におきまして、自治大学校というものを、先に国家予算のつぎりした裏付けを以て御提案のような内容をお作りになることと、そうではなくて現在都道府県にありましますところの地方の研修施設というものを充実させて行くことと、二つのうち先後をつけられ、どちらをおとりになつたほうが、特に市町村の公務員の研修或いは資質向上という面から有意義だと思へますか。

○政府委員(鈴木俊一君) やはりこの地方の研修として今一番欠陥と考へられますのは、或いは将来困難と思つておられますのは、やはり先ほど申上げますように、人的、物的なこの講師、教材の適切なものがないということだと思ふのであります。勿論府県も案ではございせんから、さような研修をいたしますことについては、応分の負担が生ずるわけではございまして、それは苦しいと言へば苦しいわけではございまして、併し多くの事実やつておるわけではございまして、さういふところからいつても出て参ります。今申上げましたような講師の不足と、或いは教材の不足と、適切なものに欠けるということでありまして、さういふようなことにつぎましては、やはり自治大学校におきまして、それだけの実際の講師、その面もこれは便宜になると思ふのであります。さういふ講師を地方に派遣するといふ便宜が得られますし、又自治大学校

の附帯的な研究施設における資料の収集、或いは便宜の交換というやうなことで、やはりそれを地方の研修機関に反映するといふやうなところによつて、地方の研修をよりやりやすくするといふことができると思ふのであります。さういふ意味で私もどちらが優先するか、どちらが重要であるかということになりますれば、先ほど申上げましたように、やはりこれは両々相持つて進んで行かなければならん、今までは中央におけるさういふ組織が欠けておつた、これをやはり考へて行くといふことによつて、同時に府県単位における研修も向上して行くといふふう

に考へるものでございまして。○加瀬完君 参加しない府県もあると予想いたしました、四十何都道府県がお説のように出したといたしまして、一年三百人が都道府県にばらまかれまして、これは町村までにはとて及ばないわけでありまして、仮にそうではなくて、現在の地方研修施設というものを三百人の半分にいたしましたところで、数千人といふものが市町村に研修終了者として行けるわけになるわけではございまして、さういふ方法をとることのほうは、私は、議論になりましますけれども、確かに市町村のためになると思ふので、予算は、自治大学校を作ります。予算があるのではありませんから、市町村が吏員を派遣いたします際の予算の裏付けといふものは、当然考へて考えられなければならないと思ふので、根本の考へは、国家の委託事務といふものが都道府県には非常に多いから、これを能率的にさせようといふやうな考へがどうもあるように思われるのです。それでは今まで次長さんがた

びたび御説明なさいましたやうな、自治体の振興は市町村の振興を待たなければ駄目だ、地方自治体の中心といふものは市町村にあるのだという御議論とは、どうも裏腹になるように思われるのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) 只今の点でございまして、要するにこの自治といふ建前から申しますならば、何が基本であるかと言へば、これは市町村が基本であると思ふ。併し国家全体の行政といふものは、やはり中央政府と、その中間単位における地方団体と、それから市町村と、やはりこの三つの担い手がいつもよく動かなければ、国全体の行政といふものは成り立たないわけであつて、これは中央がやりまして、府県がやりまして、市町村がやりまして、それは結局やはりそれを享受するものは国民であり、地方住民であるわけでありまして、ですからその市町村が重要だから市町村の研修をやればいいのだ、それを第一義的にやるのだという考へ方は、私は必ずしも適切ではないと思ふのでありまして、これは府県も市町村も共に、これを考へて行かなければならんと思ふのであります。それから国家事務であるから、国家事務に従事する府県の公務員を研修するのだ、だからこれは何か中央集権的であるといふやうな若し考へ方ではございまして、これは必ずしも當つていないと思ふのでありまして、やはり府県におきまします事務は、その性格が国家事務といふ、或いは府県の自治事務といふにしても、これは法律上の構成或いは予算上の建前において、さういふ建前がとられていゝといふだけ

で、それを實際に受ける地方住民の立場から申しますならば、これは国家事務といふ建前で処理されておりますものでありまして、或いは自治事務といふ建前で処理されておるものでありましようとも、やはり同じことだと思ふのであります。さういふ考へ方で国家事務をやるのだから、府県の公務員を研修するのだという考へ方では勿論ないのであります。要するに国としてかような負担を出して、地方公務員の研修施設をやるといふその気持は、やはり予算的に或いは法律的に、府県等に七、八割もの多くの仕事を担当してもらつておる、だからその地方公務員の研修を府県だけに任しておかないで、国も応分の負担をして、人的にも物的にも協力をして地方公務員の研修を行おう、こういうのが根本の考へ方であるのでございまして。

○加瀬完君 一人で長くなりまして、これでやめますから。只今のお説のやうに国と都道府県と市町村、三つが動かなければならんといふことは当然でございまして。併しながらこの第一條にもありますやうに、「地方公務員の資質を向上し、勤務能率の発揮及び増進を図り」とあります裏には、現状の地方公務員の資質においては、勤務能率が必ずしもフルに働いておらないといふ前提があるから、この条文が生れたと思ふのです。さういふ前提と、さういふ設置の目的の一番重点に取上げられるべきものは、一都道府県と市町村と、このうちで一番動かないのは、能率の低いのはどれかといふことが前提として問題になつて来ると思ふのです。そして一番能率の低いものの第一に、教育の對象が求められなければ

ばならないと思うのです。そうなるにつれて参りますときに、都道府県と市町村と比べて、都道府県が市町村よりも事務能力が遙かに低いということがどうして出て来るでございましょうか。これだけ伺います。

○政府委員(鈴木俊一君) 勤務能力が高い低いということは、やはりこれは相対的な問題であると思ひます。府県と市町村の職員勤務能力を比較して、府県のほうが低い、低いからここを第一義的に研修をするのだという考え方に立つものではないのであります。先ほど来申上げますように、これは府県公務員の資質を向上し、勤務能力の発揮増進を図ると同時に、これは市町村についても同様のことが考えられなければならないわけでありまして、この府県の職員の勤務能力が今日低いと必ずしも、そういうまあ比較しての問題ですから、何に比較して低いかわからないわけですが、別に低いというわけではないので、少くとも今より上に上げることが狙いでござい

ます。府県についても、市町村についても、それは御指摘のようにいろいろ人事交流なり、勤務条件の改善なり、或いは事務の配分なり、或いは部課の組織なり、職員の配置なり、いろいろの条件が重なつておるわけにござい

る府県単位の第一次研修機関がこれを担当して行くべきであるというふう

に考へておるのであります。○松澤兼人君 鈴木さんにお伺いしますが、私午前からずっと次席してございまして重複したところがあるかも知れませんが、第一にこういう制度を設けることは、結局国の方針によつて自治行政までを縛るのではないかと、いわゆる官治的なものを中心として教育が行われるのではないかと、この点を懸念いたしますが、この点についてはどういふお考えで自治大学校というものを運営せられるかということが第一にお尋ねする点であります。

○政府委員(鈴木俊一君) 自治大学校が官治的な運営の仕方になりはしないかという御心配でございませう。これは七条でございませうが、自治大学校運営審議会というものを自治大学校に設けまして、自治大学校が真に地方団体の要求に即応いたしますように、全国的な地方団体の連合会の会長等を以て組織する運営審議会の意見を聞いて、運営して行く、こういうことになつておるわけにございませう。従つて講習のやり方、講師、教科の選定その他各般のことにつきまして、この運営審議会に校長が諮つていろいろ処理いたしたいということになるわけにございませう。御心配のようなことはないのであるというふうに、私もは期待をいたしておるのであります。

○松澤兼人君 法律の条文を見ますと、校長が諮問した場合に、そういう運営審議会というものが開かれ、その諮問に対する答申を出すという形になつておるのであります。どこまでも運営は大学校自体がこれを行つて行くということ、あとは政令で規定されるということになつておるのであります。我々はその政令案、そういうものを何にも存じておりませんので、どういふ政令によつて、いわゆる民主的に、或いは地方自治の本旨に即するやうな運営が行われるかということが明らかでないから、お尋ねしておるわけでありまして、成るほど組織としては運営審議会というものがあつて、民主的に運営せられるように考えられますけれども、併し若し極端な場合を考えれば、諮問の機会が極めて少いとか、或いは又は大綱だけ諮問して、あとの運営の実際は大学校自体において行つていふことになれば、折角運営審議会というものがあつても、実は民主的に行われぬというところになりはしないかというところを考へるのであります。政令の案があればお示し頂いたら、多少その疑念が解消するかも知れないと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 政令案は案の大体の内容を一通今用意いたしておりますものを申上げたいと存じます。自治大学校運営審議会の組織といたしましては、委員十人以上でこれを組織する。委員は左に掲げるものについて、自治庁長官が任命する。

一 都道府県知事の全国的連合組織の代表者一人

二 都道府県議会の議長の全国的連合組織の代表者一人

三 市長の全国的連合組織の代表者一人

四 市議会の議長の全国的連合組織の代表者一人

五 町村長の全国的連合組織の代表者一人

六 町村議会の議長の全国的連合組織の代表者一人

七 学識経験者四人以内

委員は非常勤とする。

それから審議会に会長を置き、会長は委員の互選によつてきめる。会長は、審議会の会務を総理する。審議会の会議は、必要のつど会長が招集する。

審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

審議会の庶務は、自治大学校において処理する。

この政令に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

こういうふうにしたしまして、審議会が自主的に会長を選び、自主的に会長が招集をしてきめる、こういう建前にいたしておるわけにございませう。

○松澤兼人君 会長の発案があれば、校長は審議会を開かなければならないという建前らしいのであります。併し本法の關係は校長が諮問するということであつて、どこまでも学校自体が主体性を持つておるというふうな諷めるのであります。この点は政令案というものと多少食い違ひがあるように思ひますが、そうではないのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この運営審議会にはやはり諮問機関という性格で考へておられますので、やはり審議会といたしましては、それ自体が行政機関でございませうから、校長の諮問があつたときに動く、校長の諮問は会長によつて発せられますから、従つて諮問があれば会長が審議会を招集する、こういうふうな考え方で今のところ政令案を用意いたしておるような次第でございませう。

○松澤兼人君 校長が大綱だけ諮問して、あとのことは具体的に自治大学校自体がやるということになりまして、或いは頻りに開かれなくて、年に二回なり四回なりというものを開いて、法律の建前から行けば法律違反というところにならないように考えられませんが、そういうふうな解釈によつてよろしゅうございませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 法律の建前だけで申しますればお説のような結果になると思ひますが、併し自治大学校の運営審議会を置くという趣旨は先ほど来申上げますように、地方団体の実際の事情に即するということが狙いでございませうから、やはり校長といたしまして、この運営審議会と遊離しては實際講習を行うことは困難でございませうので、そのようないわゆるあつてもなくともいい審議会、こういうふうな感覚で校長としてこれに對処するということではできないのではな

いか、やはり運営審議会というものが自治大学校の諮問機関ではあるけれども、實質的な運営はここできまつて行くというところになるのであります。それは単なる学識経験者だけの審議会ではなくて、それ／＼全国的な地方団体の連合組織の代表者が十人のうち六人、過半数を制しておるわけにございませうから、さやうなことに實際の運営はな

るであらうというふうな期待をいたしております。

○松澤兼人君 それは大変結構なことでありませうけれども、併し知事会の代表者といひましても、或いは都道府県の議会の議長の代表者と申しまして

も、常時東京に在住しておられるわけでもありませんし、市長会、市議会議長或いは町村会長、或いは町村議会議長というように過半数を占めておられても、常時これらの人達が東京で顔合せができるというふうな状態に置かれてありませんから、結局過半数はそういう地方の実情に即した意見を持つておりまして、現実の場合にはやはり東京の在住者という人の出席如何によつて、或いはそういう人たちの意見の如何によつて物事が決定されるのであつて、悪く言えば、これは看板だけという地方の代表の顔を連ねておいて、実際は、そういうふうな民主的に運営されないのだ、こういうことになる危険が非常に多いように考えますが、そういうことはないのであうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 松澤委員のお考えになりますようなことは、通常の場合ならば確かにあり得ることでございますが、自治庁に参与制がございまして、参与には、ここで先刻申し上げました地方団体の連合の組織の代表者がいずれも加わつております。これは隔週、即ち月に二回定例の参与会を開くということにいたしておられますが、その参与会と構成が殆んど同じことになるわけでございます。さうな参与会の機会を、同時に自治大学校運営審議会の機会にいたしたい、そういうことが可能でございますので、実際問題としては適切な処置が可能であらうというふうに考えております。

○松澤兼人君 それから学識経験者という方々は、例えばどういふ人を心当りにしていらつしやいますか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは自治庁長官が任命をせられるという建前で

今考えておられるわけでございますが、具体的にどういふ人ということは、今はつきり申し上げる用意はございませんが、やはり考え方をいたしましては、自治に關して識見を有するような人で、学識経験の優れた人というふうなことになるのではないかと考えます。

○松澤兼人君 学識経験者といへば、今申されたような定義になると思ふのですが、それで非常な危険は、経験ある者は必ずしも民主的な人だといふわけにはいかんと思ふ。それは地方制度調査会で余り府県知事の古手と言つちや悪いのですけれども、経験者が余り入り過ぎて、どうにも動けないというやうなこともあつたというのを聞いておりますし、ですから、こういうところば、よほど何と言ひますか、色のない人を持つて来なければならぬと思ふのです。そこで、経験ばかりでも工合が悪いし、そうかといつて、実際に非常にかつ離れた人でも工合が悪いし、それで心当りほどの辺のところかというところをお聞きしたわけですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 一般的な条件としては、松澤先生のお考えに全く同感でございます。然らば、どういふ人を持つて来るかという点につきましては、ちよつとなお今後の問題でございまして、一つ御了承を願ひたいと考へます。

○松澤兼人君 具体的にその名前を私に聞かうと思つておりません。ところで、校長でありまされども、校長はまあ次長がおりになるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は、実は前国会に提案をいたしました案と、本国会に提案をいたしました案とは、若干法律の案文を變更いたしてお

ります。前国会の案には、次長が当然に校長になるというふうな法律上きめという案であつたのでございまして、が、この点につきましては、一つは定員上の制約がございまして、今年は第一回は定足する年であるし、又政府としては、できるだけ職員を増員しようとは避けよう、こういう根本の方針でございまして、従つて、自治庁の中からは、何らか職員を割愛をせよといふことになりまして、結局今日の考え方といたしましては、自治庁から責任者の定員だけは一名割く、こういうことにいたしておるのであります。併し、校長に必ず自治庁の職員を以て充てるといふ建前を法律上とつてしまふといふことについては如何であらうか、又將來定員を増すといふことも可能と考えまするので、従つて、さうな拘束的な規定はこれではつて置くといふふうな考え方をたててございまして、従つて、自治庁の次長が当然に校長になるという法律上の考え方は捨てたわけでありま

す。

○松澤兼人君 そうすると、仮りに、まあおつしやつて頂けるならば、どういふかたが校長に予定されるか、或いはどの程度の人を校長に持つて来るかということですが、何かお考えございせんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは、やはり相当、若しこの法案が成立いたしますならば、非常に重要な人事の問題でございまして、いろいろ上司問のほうにおいてのお考があるかと存じまするが、やはり校長といたしましては、できるだけ將來専任の校長を得て、これには学識経験の非常に優れた、自治に識見のあるものを充てるように

すべきであらうというふうに考えておるのであります。具体的にどのような人といふことにつきましては、ちよつと私もそこまで考を持つていない次第でございまして。

○松澤兼人君 併し自治大学校といふものをお作りになるのですから、その大学校長にどの程度の人を持つて行くかといふことはお考えになつていらつしやうと思ふのですが、只今のお話を聞きますと、自治庁から誰か人をお出しになるというお話でありまして、自治大学校長として専任の人が自治庁から出て行くようにお話になつたのであります。併し、さうしますと、大体どのクラスの人ならば自治庁の校長に適當であるかどうかといふことはお考がきまつていなければならぬと思ふのですが、如何でございましてか。

○政府委員(鈴木俊一君) ちよつと私先ほど申し上げました表現が適當でなかつたかと思ひますが、責任者と申ししますのは、やはり自治大学校の主幹と申しますか、そういう意味の人といふこととでございまして、従つて、校長としてはどういふ人を得るかといふことは、必ずしもそこから直ぐきまつて参らな

いわけでございます。

○松澤兼人君 私先ほど申しましたことは、校長にどういふ人を持つて来るかといふことの質問で、自治庁から人を出すというお話でありましたので、校長は自治庁から人をお出しになるのだと、こういうふうにとつたわけなんでありまして、校長は別である。主事と申しますか、或いは事務局長と申しますか、そういう人は自治庁から一人定員を出すのだというふうな了解してよろしいですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 大休そういう考へ方でございます。

○松澤兼人君 閣下重ねて、それでは校長としてどういふようなクラスの人、どういふような階級の人を予定されておりますか。その点はどうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) やはりこれは地方団体の側から考えまして、殊に運営審議会は、先ほど申上げましたように、各全国的な連合組織の代表者を以て構成するわけでございますので、そういうようなものが校長の諮問機関になるという点から考えますならば、やはり校長としては、相當の社会的な地位のあるような方が適當であらうと思ひますし、又單にそれだけでなく、自治についての識見なり、学識なり、或いは経験なりを持つて、人格においても皆の尊敬し得るような人であるといふことが必要であらうと思ふのであります。まあさうな抽象的な考え方を我々事務局としては持つて立案をいたした次第でござい

ます。

○松澤兼人君 ここで伺ひたいしますが、予算が大体出ているようでありまされども、どのくらいの給与の額を校長の給与としてお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(鈴木俊一君) お答え申し上げます。実は予算の面ですが、専任講師とその他の講師というふうには振り分けがいたしてございまして、校長としての特別の今給与上の予算的措置はないのでございまして、従つてこのやうな専任講師、或いは非常勤の講師の中から出すか、或いは他と兼任にするかといふやうなことを取りあへずの今年度の問題として考えなければならぬので

ございます。来年度以降におきましては、その点を更にはつきりと解決したいというふうな考えておる次第であります。

○松澤兼人君 予算の中で校長の給与というものが組んでないといひますと、そうすると、今年はあるですか、校長代理とか或いは校長事務取扱という事で、自治庁の誰かが校長におなりになるということも考えられるわけでありませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 予算との関連においては、御指摘のような方法も一つの方法かと考えますが、或いは非常勤の講師、専任講師等を校長に充てるということも、ややこれは異例の措置ではございますが、さようなことも或いはできないかというふうな考えております。

○松澤兼人君 これはこの前の国会からずっと続いていることで、多少内容は変わつてはいるかも知れませんが、少くとも法案としてお出しになる以上は、何かもう少し具体的に、校長を本年は置かない、或いは置くとか、置くとしても、或いは例えば自治庁の次長が兼務するのだとか何とか、その辺のところはつきりしていそうなのではないか、或いは全然そういう目安も何もないのかというところが、どうもはつきりしないのですが。

○政府委員(鈴木俊一君) この点はなおこの法案が若し成立いたしますならば、その成立後の行政の執行の問題でございますので、まだ政府としてそこまでの確かな結論を下しておるわけではございません。今お話のございましたような兼任制で参りますか、それ

ともや異例な校長措置、こういうようなことで参りますか、いずれにいたしましても、そのいずれかの案をとるほかはないというふうな考えております。

○松澤兼人君 勿論、これは法律が成立しなければ、そういうものを現実的に任命できないという事はよくわかるし、それは執行のことは任してくれと言われれば、それは任さないわけには行きませんけれども、併し少くとも看板は自治大学などで、それに関する法律なんです、予算の内容なり或いは又は校長にはどういうクラスの人を、どのくらいの給与を以て招聘するのだという事はわかつていなくちやならないはずで、法律さえ通してければいいという、そういうわけにも行かないと思うのですが、どうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 大変どうもお叱りをこうむりましたが、そういう意味ではございませんので、先ほど来申し上げるように、予算的には、松澤先生のおつしやいましたような方法が、一番予算の現状とはマッチするわけでございます。或いは今年度はさような方式で行くほかはないのではないかと考えておりますけれども、併し若し非常にこの適任者が得られまするならば、或いはさような方式によらないで、むしろ非常勤でありまして、実質的に校長としてやつて頂くということができるかというふうなことを考えておるような次第であります。

○松澤兼人君 どうもいつまで聞いても、その辺がわからないのですが、若し自治庁の次長が校長におなりということになつてゐるならば、少し注文もあるしということでは、全然私にはならな

いのだということならば、あなたに注文付けても、まあ間接的には効果があるかも知れないが、もう少し注文を付けたらどうかとも、付けられなくなることもあるわけなんです、次長が校長にならないという事がはつきりきまつてゐるのか、或いはそうでもないのか、或いは兼務するということもあるのか、その辺のところは勿論これは法律案が成立しなければ、具体的に話にならないことではあるけれども、併し一応の恰好というものは腹案としてあるのじやないかと思うのですが、しつこいようですけれども。

○政府委員(鈴木俊一君) だん／＼とお尋ねでございますが、何回も繰返すようでございますけれども、予算的関係もございまして、或いは自治庁の職員の事務取扱というふうな、或いは兼任と申しますか、そういうようなことが止むを得ない結果になりはしないかと考えられますけれども、併しさやうに拘泥して考えないで、何らか予算的措置とは別個に、今少し適任者を得て、専任の校長を置くということが一刻も早くできることが望ましいと思つておるわけなんです。

○小林武治君 松澤さんのに関連して。今の関係はもう自治大学設置といふものは、定員法には全然関係ないですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今回の、政府が当初予算を作ります際には、新規増員は認めないということが非常にやかましい一つの根本方針として編成をいたしました。各省庁につきましては、欠員を、一定のパーセンテージを

落とすというようなことをいたしましたのであります。併し自治庁はかような自治大学校を設置するに伴つて、そこから若干職員の割愛をせよとわなければならないから、減員は、行政整理の意味の減員はしない。現在の定員は維持する。その代り自治大学校に若干の定員を割くようにということで、先ほど申し上げましたような自治大学の最小限度の問題として、主管と申しますか、自治大学校の事務管理の責任者だけは自治庁から定員を割いて行く、こういうようなことになつておるわけでございます。

○小林武治君 これは一つの組織になるのですが、この組織には何人もはいないのですか。

○説明員(山野幸吉君) その自治大学の定員の問題につきましては、いろいろ大蔵省、行政管理局等と折衝して参りましたのでございまして、行政管理局といたしましては、附属機関である以上は、その附属機関の管理の責任者だけは最小限度置かなければいかんじやないかということでございます。従つて先ほど次長からお話のございましたように、管理の責任者として主幹を一名、定員法では自治庁の職員、定員は参りませんが、定員規定において一名だけ自治大学校に自治庁のほうから減員して廻すということにしておるのであります。それからそのほかには一般の事務職員としましては、非常勤職員として八名の非常勤職員が置かれておるわけでありまして、それからそのほかには先ほど来お話の出でおります非常勤の講師が二名含まれておるわけでありまして。

○小林武治君 そうすると、今の校長

というのは将来も、例えば総理府事務官が校長になるのですか。校長は職名でしようね、これは……。

○政府委員(鈴木俊一君) これはこの警察大学校の校長が警視庁ということに校長となつておると同じように、或る意味ではこれはやはり職名でございます。

○小林武治君 それから先ほど松澤委員からお話のありました、運営審議会は勧告したり意見を述べたりすることはできないのですか。ただ諮問がなければ何も言えないのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) まあこの点は、この案につきましては諮問に應ずるためという事になつておるもので、積極的に意見を運営審議会のほうから言うという事は、現に規定の上では考えておりませんが、やはり実質的には先ほど来申し上げたような関係で、一身同体という運営の仕方になるのじやないかと思つております。

○小林武治君 松澤委員のお話のように、この学校を民主的に運営するといふのは、むしろやはりこの運営審議会に勧告とか意見が言えるようにされておくほうが適切じやないかというふうな思ふのですが……。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は諮問に應ずるといふこの第七条の書き方でございまして、「運営審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める」といふ言葉がございまして、校長から例えば一般的な諮問をいたしまして、さような一般的な諮問をいたしますれば、運営審議会のほうとしては、自主的にその諮問に対して答申するという形で、お話のように積極的に意見を具申するということは実

際の運営においては可能かと考えます。

○小林武治君 でも併し今の政令の内容をお聞きすると、そういう職能は政令の中に何も書いてないのです。

○政府委員(鈴木俊一君) 今の点は御意見でございまして、先ほど御披露申し上げましたような、今一応考えております成案について、更に改善を加えるように考えております。

○松澤兼人君 委員長もう少し……

まあこれは大学校の本質の問題なんですけれども、言つてみれば短期の講習会、或いは研修会という程度のもではないかと思うのですが、まあ強いて大学校と言わなければならぬという点はどういうところにあるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはまあ沿革と申しますか、先ほどちよつと申し上げましたような、自治大学校案なるものが生れるにつぎましてのいろいろ、自治大学校の問題が一つございまして、自治大学校を設置するという事で、当時の総司令部を通じてアメリカ側に要望いたしましたことが機縁になりました、爾来地方団体側におきまして、自治大学校を作ることですべての話し合いが進んで参りました。そういう関係で沿革的な理由として、この自治大学校というのを、さような名前をとつてあるのをごさいます。それから今一つは研修機関といたしまして、いわゆる高度の研修機関としては警察大学校というのがあるわけですが、警察大学校の生徒学生の大半を占めておるわけでありまして、さような点から考えまして、やはり自治大学校というものを地方自治体の職員につぎまし

て設けるという事は、それは他の権衡からも、実際の実情に應ずるのではないかと、或いは考へたのであります。それとやはりまあ基礎的な理由といたしましては、府県単位におきまして地方公務員の研修を第一次的な研修と考えますれば、自治大学校はそれに對しての第二次的な、或いは高度の研修機関であるという事でございまして、さような研修機関として大学校という名前を設けることは、警察大学校の例等に鑑みて、實際上支障がないのではないかと、或いは考へたわけでありまして。

○松澤兼人君 そういうようないきさつがあつたという事はわかるわけですが、併しまあ現在に至るまで、そういう約束を守らなければならぬという義務も別段ないように思ふのです。

○政府委員(鈴木俊一君) 勿論この義務とかいふようなことではございませうが、併しさようなことで地方団体並びに一般の公務員等におきまして、相当望みしておる向きがございまして、一つは運動として固まつて来まして、象であるこの自治大学校という名前を、やはりそのままとつたほうがいいのではないかと、或いは考へる次第でございまして。

○松澤兼人君 アメリカのほうで考へておりました大学校というのは、英語と申しますか、或いは向うの言葉でどういふことなんでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは当時の岡野地方自治庁長官の時代でございまして、総司令部のホイットニー民政局長と話し合ひをいたし、これには自治課長その他各団体の代表者が一緒に行

かれたのでありまして、その際日本の地方自治の基礎としては、やはり地方公務員の研修というを中心にした地方自治の総合的な大学校を作つて、それには図書館、研究所、場合によればその他の附属施設を作つて、これにアメリカ側が考へたというより、むしろ日本側の考へ方でございまして、それを向うも結構だ、こういうことで採入れたのであります。従つて特にアメリカ側で自治大学校という名前について特別な名前をつけておつたことは今ちよつと記憶にございませう。

○松澤兼人君 まあ古いことですが、どうでもいいことなんでしょうが、そういうことはあれですか、何かほかの機会、例へばこういう地方自治の問題に關連して、そういう話が出たとか、或いは自治大学校という問題で、その当時のことですから、設置のことについて承認を求めに行つて、そういう話が出たといういきさつなんでしょうか、その辺のところを……

○政府委員(鈴木俊一君) これはたしか岡野当時の地方自治庁長官が、日本の民主化といふことについて、アメリカはいろいろおやりになるけれども、やつぱりその根本は地方自治の確立であらう。地方自治の確立には、やはり地方自治公務員の研修、教育といふことが一番基本ではないか、そういうことのためにむしろアメリカは金を出したらいじやないか、こういう一般論の話をいたしましたところが、当時のホイットニーさん並びにその下におりましたハウギー氏あたりが、やはり非常に同感であるといふことを言ひまし

て、そういうことならば、若し日本側が半分出す、アメリカ側が又半分を出すというやうなことでアメリカにはロツクフェラー財団とかフォード財団がある。フォード財団は、今、来年度の投資計画を考へておりますから、その中にこれを盛込んでもらふようにしたらどうか、そこで至急に書面に書いて出したらどうか、こういうふうにおむしる向うからの勧奨がございまして、その後その趣旨に従ひまして、たしか關係の地方団体の長、自治庁長官がサインをいたしました、アメリカ側の司令部を通じてフォード財団に資料を提出したといふことがございまして。

○松澤兼人君 ところがアメリカから財政的な援助は何にもなくて、大学校だけは設置するといふことになつたのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) それが大んだん延び、つになつて、なかなか返事がございせん、この自治大学校法案というやうなものは前国会に提案をいたしましたわけがございまして、案としてはいろいろございまして、けれども、占領が解除せられますまでの段階におきましては、専ら向うの返事を待つといふことで、何ら具体的に案として進行するに至らなかつたのであります。

○松澤兼人君 結局そうすると、財政的な援助といふことは何も解決してないで、そのときの話しあつた自治大学校だけは、この法律によつて設立されるというわけなんでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) そういうことでございまして。

○松澤兼人君 その当時のことを根堀り葉堀り聞いても始まらないのです

が、その話の内容というものが、大学教育を地方公務員に授けることが適當であるといふ話であつたのか、或いは自治大学校といふものを作るのが必要であるといふ話であつたのか、或いは又地方公務員に對して大学の講義を聞かせることが適當であるといふ話であつたのか、その辺のところは御存じないですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これはやはり一つの施設を作りまして、そこで地方公務員のための研修をいたす。又先ほど申し上げましたやうな図書館とか研究所といふやうな施設を同時に持つた総合的な、何と申しますか、地方自治の一つのセンターみたいな形にいたしました、これは要するにアメリカと日本政府と日本の地方団体との記念事業みたいな形のものに大体考へておつたのであります。ただ具体的に突つ込んで、ここはあせよ、ここはこうせよといふやうな、そこまでの段階にまだ至つていなかつたわけでありまして。

○松澤兼人君 そうすると、結局金をもらはずに自治大学校だけ作るといふことになつたわけなんでしょうが、或るほどその必要性といふものは、自治行政の民主化であるとか能率化であるといふことからいつて、極めて適切なものであるといふことはよくわかるわけなんでしょう。併しまあアメリカ的な考え方からいへば、必ずしも自治大学校といふ一つの研修機関を作るといふことがいいか悪いか、そのときのまあアメリカ側の人があるやうなことを考へていたかも知れないけれども、併しまあ現実の問題として、こういう定員も限定せられていて、大多数は非常勤の講師である、校長自体も自治庁の職員

が兼任するかどうか分からない。将来は独自の大学校もできるかも知れないけれども、そういうところで大学教育を受けるよりは、むしろ自治庁としては適当な国立或いは私立の大学に委託して、むしろ自治コースとか或いは自治講座とかいうような短期の講座を設けて、本格的な教育を受けさせようということも、一つの方法だと思ふのでありますが、この得失はどういうことでございませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 御指摘のように、大学に特殊な講座と申しますか、そういうものを作つて、そこで研究をさせるということも一つの方法と存じますけれども、やはり実務講習と申しますか、実務研修と申しますか、そういう実務からやはり離れないで、さういふ立場に立つた高度の研修ということをやはり主体として考えますという、やはり理論的な基礎的な講座というものは若干違つて来るかと思ふのであります。勿論お話のような、そういう要求に應ずる自治講座というものは必要かと存じますけれども、やはり現任の地方公務員に対する実務研修というものといたしましては、やはりそれが現任であるというところに重点を置きまして研修をするということが必要ではないかと考えられるのであります。その故を以てかような構想を考えたと次第であります。

○松澤兼人君 私は国立或いは私立の大学に自治講座というものを設けましても、やはり現任は現任で通学できる、或いは勉強できるという方向は開かれるのじやないかと思ひます。特に短期の講座でありますならば、その可

能性はあると思ふのであります。むしろ自治庁として特定の大学に対して、講座を設けてくれとか或いは通学の便宜を図つてくれとかいうことを申出られることのほうが適切であらうと、こ

ういうふうな考えておるのであります。何か他の大学に対してそういうお話をなすつたことはございませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは、地方自治に関する講座は、国立大学等におきましてはまあ恐らくないというところは、確かに淋しいと申しますか、非常に遺憾なことではございませうから、私もさういふ自治に関する講座がございませうことを非常に望んでおりました。シャウ博士が参りました結果として、税に関する特別の講座が東京大学にできたというところがございませうけれども、それをもつと発展をいたしました自治全体についてのやはりコースができることが望ましいと思つておられます。これは私もさういふ希望はかねて抱いておられますけれども、まだ具体的にこの問題を持ち出すといった段階には至つておりませんが、今後文部省の關係等とも一つ連絡をいたして善処して参りたいと思つております。

○松澤兼人君 この自治大学設置法というものを、まあ特別の法律であります、いわば親法律と申しますか、本法と申しますものは地方自治法でありましようか、地方公務員法でありましようか。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法であります。

○松澤兼人君 そうすると、地方公務員法の研修という規定によつて、これ

が作られておると解釈してよろしゅうございませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法の研修の趣旨に則るものでございませう。

○松澤兼人君 これを拜見いたしますと、別段中央に研修所或いは研修機関を設けるということはないようでありませうから、どうもこの地方公務員法の研修の規定から自治大学校を設けなければならぬということが、法律的に出て来るものでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) この地方公務員法の規定におきましては、任命権者は研修を行なうというのが建前でございます。併し地方団体で任命権者と申しますれば、知事、市町村長、市議会の議長とか各行政委員会、皆それぞれ任命権者でございまして、その任命権者がそれ／＼その事項の所管をする行政の遂行に必要な研修をやるという建前でございますが、併しそれは非常に何といひますか、不経済で非効率でございませうから、従つて例えば市町村の職員の研修につきましては、県単位に自治講習所或いは自治研修所というものを設けてやつておるわけでございませうが、これは結局この地方公務員法との関連におきましては、任命権者の委託を受けて、これを行なうという考

え方に立つものと考えております。今回の自治大学校法案も、地方公務員法との関連におきましては、さういふ法的な考え方に基づいて相成るだらうと思ひます。

○松澤兼人君 若しそうだとしますと、地方公務員法の中において、或いは任命権者は委託をして高度の研修機関にその職員を送ることができるとか

何とかいう規定があつてよかりさうだと思ふのですが、そういうことではな

くして、いわゆるそれ／＼内部において研修機関を設けて研修をさせなければならぬということとはわかるので

す。それから上級の研修機関というものに対しては少しも言及しておらない、義務としては自分の職員を自分が研修するというのが建前である、それを上のほうから、今度こういう恰好で作つたから、お前のほうは委託をし

ろという恰好になつて来るのじやないか、こう考えられますけれども、そうではございませうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法第三十九条の考え方は市町村長と例

えば府県単位の自治研修所との間にございましては、上級と申しますか、府県がさういふ目的のために特に作つた施設があるわけでございませうから、それに対して三十九条の委託をするということになると思ふのであります。その委託の根拠を強いて求めますならば、やはりこれは地方自治法の、先般挿入をいたしました事務委託という、事務を共同処理する方式がございませうが、その方式に根拠を求めることになろうかと考えます。この自治大学校法との關係におきまして、法制上の議論をいたしましては第二條第一号におきまして、「地方公務員でその任命権者の推薦に係るものに對し、高度の研修を行ふこと」というところに、やはりこの規定の根拠をいたしまして、三十九條との繋りが現われておるわけでございまして、任命権者が行う事務で、「任命権者の推薦に係るものに對し、高度の研修を行ふこと」という、ここにやはり委託という考え方が基礎に立

つて考えられるのではないかと思ふのであります。

○委員長(内村清次君) ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記を始め

て。

○若木勝蔵君 次長さんにちよつとお伺ひしますが、昨日も質問し、それから又今日の午後の初めにも問題が御討議の中にあつたわけです。それはアメリカとの關係です。これについて地方団体とか或いは地方自治庁で話合を進めて、向うでも半分ぐらい財政的に援助してもいいのだ、ロツクフェラー財団あたりから出さしてもいいのだから、こ

ういうふうな御答弁があつたのでありますけれども、一体日本の場合において、向うの方面に、地方公務員の研修に際して向うから金を出してもらつて、向うの援助を受けてやるということとを、地方自治庁長官が申出ることとを、これは政府が申出ることであるが、これは一体どういふふうなお考えの下に行なつたのであります。

○政府委員(鈴木俊一君) これは地方自治庁長官と、それから知事、市長、町村長、それからそれ／＼の町村会の代表の連名を以て、そういう要望をいたしたわけであります。これは将来それが正式の手続になりまして、さういふことのためにフォード財団等で金が出すという見通しがつきますれば、これは政府として明確な手続によつて、これを処理することになつたであらうかと思ひますけれども、いわばその予備的折衝という段階として、便宜さういふ措置が講ぜられたわけでございませう。

○若木勝藏君　そういうふうな見解を、或いは要望を日本の国内において持つということについては、私はこれは非常におかしな話ではないかと思ふ。幸いにしてこの問題は不発に終つたようなものでないか、というふうなものが、今後やはり向うから、内容を見るに、さつぱり自治大学の設備も何も揃つておらない、それから又職員も揃つておらず駄目だ、そういうことで向うが同情して、俺のほうで援助しようということがあつたら、それを受入れるお考えであるかどうか、或いは又そういうことを今後要望するお考えであるかどうか伺いたい。

○政府委員（鈴木俊一君）　只今の自治大学校設置法を提案いたしまするまでの、今日の政府の考え方といたしましては、御指摘の点は何ら考へておりません。將來さうな御指摘のような事実が発生いたしました場合には、政府としては更にその問題について如何に対処するかということ考へなければならぬと思ひます。

○若木勝藏君　如何に対処するかということとは残された問題のように思ふのですけれども、現に自治庁として受入れるところのお考えがあるかどうか。

○政府委員（鈴木俊一君）　私もはすでにこの問題につきましては、占領の解除と共に、話は總司令部を仲介として話でございまして、もうすでに解消したというふうな考へております。従つて今後の問題として御指摘のような要望がございましたらば、これはいろいろの考へ方が成立つと思ひますけれども、政府としてそれに対する如何なる態度をとるかということ、その事態が起つたときに考へるの

ほかないと思つておりますが、ただ我事務當局の立場といたしましては、過去において最前申し上げましたような経緯があつたものでございまして、又その寄附をするというところでございしますならば、その寄附の条件にして、若しも日本の地方自治に對しに財政干渉という懸念が全くない、純粹の申出でございしますならば、それについては、むしろこれは積極的に考へて、かような施設の充実に充てておきたいことは、むしろ結構なことであらう、こう思ふのでありますが、併しそれは随くまでも私個人としての意見を申上げたのでございします。將來さうなことが若しも具体化したとすところの問題として諸般の事情を考慮して、政府としては決定しなければならぬと考へます。

○若木勝藏君　それはアメリカ政府というふうな場合の考へ方ではなくして、ロックフェラーならロックフェラーの財団という個人的財団のことをあなたは考へてですか。

○政府委員（鈴木俊一君）　その通りでございします。アメリカ政府からかような金をもらつたという考へ方は今まで全然持つておりません。

○若木勝藏君　アメリカ政府から斡旋があつた場合には、どういうふうにお考へになりますか。

○政府委員（鈴木俊一君）　斡旋ということが、何かそこに義務を伴う或いは特別の条件を伴うということになりますと、或いは少し問題があるうかと思ひますけれども、フォード財団なり或いはロックフェラー財団というのは、独り日本だけではなく、各国にもすで

に文化施設、教養施設についての投資援助をされておられるところもあるわけであらう。さうな財団から、例えば東京大学の図書館というふうなものももらつておられるに聞いておりますが、かような教育施設について財団が出すということは、これはむしろ積極的に受入れて一向おかしくない、かように考へるのであります。

○高橋進太郎君　或いは参ります前に御質問等があつたのかと思ふのでありますが、今回の自治大学の設置でございまして、これは直接我々町村なり或いは府県の新しい民主政治の第一線としての自治体の育成に當つてみますると、最も痛感いたしますのは、やはり従来の官公行政に慣れているためか、町村なり府県なりでこれを運営するところの公務員というものが、官治組織の機構の公務員と比較いたしましたら、事務なり或いは又新しい事案に應ずる点において非常に欠けておる点があるのではないかと思ひます。従つてこういう点につきまして今回自治大学校ができて、これを研修し、又育成せられるということは非常に結構だと思ふのですが、併しながら中央に自治大学校ができただけでこの任務は果されぬ、而して又大学校に収容するところの人は極めて少いと思ふので、従つて中央においてこういう自治大学校ができる半面、各府県或いは少くとも各ブロックごとに、この自治大学校の下級機関として或いは下部機関として、言い換へるならば、高等学校とか或いは中等学校にも相当すべき、そういうような研修所というものができなければならぬと思ふのであります。

が、將來こういう点につきまして、自治庁としてのお考へを承りたいと思ふのであります。

○政府委員（鈴木俊一君）　只今のお尋ねの点でございしますが、中央のかような自治大学校のほか、ブロック単位或いは府県単位のお話では下級の研修機関をもつと整備する考へは下級かということではございしますが、私もその点はこの問題と並行して考へ、同様の重要性を持つた問題だと思ふのであります。ただ本年度におきましては、予算的にそこまでの措置ができませんでしたので、將來はできるだけさうな点について、現在府県が主としてその役割を演じているのでございしますが、これに關しましては政府として、府県単位ではブロック単位の研修施設の整備も併せて充実に考へようと思ひます。

○高橋進太郎君　もう一点お聞きしたいのですが、どうも今年度の自治大学校に対する予算が極めて少いので、これは本當に名ばかりだという感じがするものであります。従つて先ほどから各委員から御質問のありましたように、私はやつぱり大学校といたしましては、独自の校長さんも置き職員も置いて、そうして専心その研修に當る、又當るに必要な予算を確保しなくちゃならないと思ふのですが、同時に自治大学校はそういう公務員の研修というところ極めて必要であります。半面において、現在の特に町村におきましては、その財政計画を立てて或いは町村運営の計画を立てるといふような、各般のいろいろ町村が民主政治の第一線

に立つて、特にいろいろとやらなければならぬような問題につきましても、独自の機関なり或いは独力を以てその調査機関を整備するということは不可能なのであります。そういう意味から申しますならば、これら自治体の常に調査機関として或いは相談機関として、相當調査研究の機構を整備し、そして、場合によつては町村に出かけて行つて或いはその財政診断をするとか、或いは行政運営の相談に應ずるとか、或いは又それらの総合的な総合開発計画を立ててやるとか、いろいろの相談相手若しくはそういう調査機関としての機能を發揮しなければならぬと思ふのであります。さういふ点において將來どう考へておるか、而も來年度の予算等におきまして、さういふ点に思いをいたされて、予算計上について万全を期しておられるか、その辺の自治庁の御意見を聴取いたしたいのであります。

○政府委員（鈴木俊一君）　この自治大学校としては、本来の高度研修の仕事のほか、基本的な調査研究、資料の収集、編纂、保存というふうなことを考へておるわけでございまして、一方又各地方団体からいろいろの資料の提供を受けるほか、外国のかような機関との間の資料の交換も考へておるわけでございまして、さうな調査研究、資料の交換等によりまして、將來逐次調査研究或いは資料の整備というふうな方面の機能を充実に参りまするならば、只今御指摘のございましたやうな地方に対する一つの自治指導といひますか、或いは自治診断に基く適切な処方箋の付与といふやうなことが、やはりかようなところからもち

んだん発展をして生まれて来ることを期待できるのであります。ただ何分にも本年度は後半において、若し御承認頂けましますならば発足するということがございまして、直ちになか／＼さような点までの活動を期待することは困難と思ひますけれども、将来はやはりさような点にまでも発展をして行くことが望ましいのではないかと、うふうに考えております。

○高橋進太郎君 最後に、自治大学校は先ほど沿革やいろ／＼の点がお話にございましたが、これは終戦後各町村が新しい自治体として発足し、或いは府県が新しい自治体として発足してから、一日も早くこれらの達成を熱望したわけなんです。ようやく陽の目を見るようになったのであります、従つて速かにこれの機能運営なり或いは発足なりを望んでおるのですが、大体いつからこれは御発足になる御予定ですか、これを伺いたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 予想いたしましたは、八月から一部発足をいたし、九月から大体全体の経費を計上いたしておるわけでございまして、どうも実際問題といたしましては、いろいろ準備等がございまして、九月一日からの発足が或いは若干遅れはしないか、併しできるだけ九月一日から発足するようにいたしたいと考えておりますが、併しおそくも十月一日には間違ひなく発足するように、若し御承認頂けましますならば、さような段取りで進んで行きたいというふうに考えております。

○西郷吉之助 数点簡単に伺つておきますが、他の委員会の関係で他の委員の質疑応答を聞きませんので、或いは重複

するかもしれませんが、この大学校はここに書いてある通り高度の研修を受けるというのですが、これを終つたときは、卒業と言ふか卒業と言ふのか私わかりませんが、或いは国の機関に對して或いは地方の機関に對して何か資格とか或いは恩典といふものか、特典、そういうふうなものがあるのかどうか、その点を伺つておきたい。

○政府委員(鈴木俊一君) これは特別な特典といふものです、資格というものが当然には付随して参りません。ただ地方でそれ／＼の任命権者がその地方公務員に對して将来昇任をするといつたような場合に、選考の際において一つの条件を充たすといふようなことにならうかと考えております。

○西郷吉之助君 もう一点簡単などころを伺ひますが、警察大学校がこれと同じ大学校という名前だそうですが、従来国家行政組織法によりまして、いろいろの名称を今日までかなり一律に形式を整えて来たと思うのですが、一般の官公私立大学であれば大学といふのですが、大学校といつてはかき警察大学校以外はないと思うのですが、特にそのほかの大学と名称を変えて、大学校と、大学で私はいいと思ひますが、そういう点は何か特別の理由があつておつたのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は、学校教育法に基きますものは大学といふふうな名称がはつきりまつてゐるわけでございまして、この自治大学校と、特に校の字をつけましたゆゑんは、やはり高度の業務の研修機関といふことでございまして、これは文部省の所管でございまして、大学学術局長からお聴取りを願ひたいと思ひます。

が、私も承つておりますところでは、やはり大学と大学校というものは、さような成規の各系統を経て入りまする六・三・三・四の大学と、かような実務研究のための施設とが校の字があるかないかでやはり違つて来るのではないかと、警務大と、警察大と、その点については全く同じ考え方になつてゐると思ひます。

○松澤兼人君 鈴木次長にちよつと二、三お伺ひいたしますが、第二条の第三項ですが、自治大学校は、地方公共団体の行政に密接な関係がある職務に従事する国家公務員に對し研修を行うことができる。と、こうあるのであります、具体的に言うとうどういう人

たちを対象にしているのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは特に国家公務員の任命権者から依頼があつた場合に依頼に応じてやるわけでございしますが、例えば府県等には地方事務官といふ形の国家公務員がございします。或いは東京都の事務官、北海道事務官といふのがございしますが、これらの府県勤務の国家公務員につきましても、やはり将来その者が府県庁の一般の地方公務員として勤務するといふような希望がありまします場合に、その者の依頼に応じてやるということがあろうかと考えます。又中央のその他各省の機関、例えば自治庁の中の職員につきましても、場合によりますれば、そのようなどころで勉強をさせるといふことも考えられるわけでございします。そういう意味でかような一つの便宜的な規定を置くほうが實際の事情に合うであらうという考え方でございします。

○松澤兼人君 第一条では地方公務員

といふことを言つておられます。それから第二条の第三項では国家公務員といふ言葉を使つておられます。場合によつてはこの二つのものが並列的に考えられるようにも思ひます。併し、並列的になつてゐるとは御説明にならないと思ひます。これは重大問題ではないかと思ひます。といふことは人事院といふものが国家公務員に對して研修であるとか或いは任用であるとか或いは試験であるといふようなことを規定し、身分は人事院において總括的に取扱つてゐるということでありま

すが、それをこの法律で自治庁が自治大学校において研修をする。勿論それは依頼があつた場合に限られるわけでありま

すけれども、研修するといふことになると、国家公務員の研修といふ問題が、つまり一方においてはこの法律による研修、一方では人事院といふものによる研修、一方では身分関係な

りといふものが出て来るわけでありまして、こういう点は国家公務員法なり、或いはその他の法律とどういふ関係になるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 国家公務員法におきましても、やはり研修は任命権者といふことが建前であらうと存じますが、御指摘のように、これは任命権者から依頼があつた場合に始めて行うことでありまして、例えば国の統計局が国家統計をい／＼作成をするわけでございしますが、他の民間会社等から依頼を受けて統計の仕事を受託を受けてやるというふうなことがあるわけでございします。それと同じような意味におきまして、地方公務員の研修機関が勿論本體であるけれども、併し特に任命権者から希望があつたという場合

においては、そういうようなものにも研修の途を開いておくといふことは差支ないのではないかと、又そのほうが實際の事情に合うのではないかと、いふ考え方、かような規定を考えた次第でございします。

○松澤兼人君 ただ疑問に思ひますことは、人事院は国家公務員に對する一貫した一つの取扱をしてゐる。それが法律の恰好からいへばこゝろに余り大きな特殊の法律によつて、人事院の持つてゐる権限を何か侵害するようなふうに見える。こゝろに規定を設けておくといふことは、人事院の所管に對してはどうであらうかといふ心配をするわけなんです、こゝろに点について

は人事院と十分の打合せができてゐるかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は人事院にも一応話はいたしておきます。併しなから人事院の本来の権限を侵すといふようなものでは全然ないわけ

でございまして、さういふ人事院の本来の研修、或いは国家公務員の任命権者の研修といふものと何ら背馳するものではないと考えるのでございします。と申しますのは、やはり任命権者が研修をやるといふことが建前でござい

まして、その任命権者の依頼によるわけでありますから、依頼の条件に基いてこゝで研修をいたしまして、それは即ち任命権者の要求する研修であり、従つてこれは又人事院が全体について統轄する国家公務員としての適當なる研修であるといふことになると思ひますのでございまして、決して両者は相背馳するものではないといふふうに考

とお伺いしたいと思いますが、今までの質疑応答で、大学校という名前のものは警察大学校以外にはないよう思われるわけでありまして、こういう大学校という取扱いは、文部省としてやむを得ないことではあるかと思ひますが、学校教育法その他の関係から申しまして、こういう大学校というのは将来電氣通信の大学校であるとか、或いは又は郵政の大学校であるとか、或いはその他国鉄道の大学校であるとかいうようなものができる場合は、文部省としてお困りになりますか、或いはそういうことは放つておいても構わないとお考えになりますか。

○政府委員(福田清助君) 只今御審議になっておりますこの自治大学校とか、或いは保安大学校、海上保安大学校乃至は警察大学校というような種類のものがあつたのでございましてけれども、これらすべては或る特殊な職種につきましますものを、すでに身分が固まり或いは地方自治体に属してゐる人々に限つて、養成なり再教育をやる施設でございまして、一般の大学が高等学校の卒業生に機会均等に入学せしめるというのとは本質的に違ひますものでございまして、その間紛争もないことだと考へまして、我々としてはこういう内容の教育養成施設乃至は再教育施設でありますれば差支えないと考へております。

○松澤兼人君 現在の段階におきましては数校で、而も国なり或いは国の機関というものが関係している大学校でありますけれども、併し若し申請があれば、例えば三菱なら三菱で徒弟養成のために三菱大学校というものを申請した場合にでも許可は与えなければならぬものでしょうか。

○政府委員(福田清助君) それがつまり学校教育であるかどうかというのが一つの判定だろつと思ひます。学校教育法第八十三條に、学校教育法第一条に掲げます小学校から大学までの学校以外のまゝ各種学校というものを予定してゐる。まあ学校でありますれば、只今御指摘のその三菱で作りましますのが学校でありますれば、学校教育法第一条の学校であつたらうと、その他の学校教育を行つた施設であつたらうと、これはやはり文部省の所管といたしまして、学校教育に關する各法規、教育基本法の適用というものを考へなければならぬと思ひます。ただここに御審議願つておられますように、一定の身分と資格を持つてゐるものの單なる再教育だけであるのだというやうな教育施設、或いはすでに警察官としてのなつてゐる、身分を持つてゐる人をまあ養成する施設であるというやうな非常な特殊なもの、これは学校教育とは別のもので考へております。

○松澤兼人君 お話によりまして、もうするとまあ三菱なり、そういう川崎なりという大きな工場なり或いは造船所なりというもののでも、一旦その職員として身分を持つてゐる、段階的に言ひますならばまあ徒弟制度の学校それから中堅幹部の養成とか或いは又上級幹部の研修とかというやうな目的を持つてゐるものであれば當然許されるわけですか。

○政府委員(福田清助君) その門戸を開放いたしませんで、特定の身分を持つてゐるものを、その使用者或いは任命権者が教育するという施設でありますれば、これは一般に言ひます学校の範疇外だと考へております。

○松澤兼人君 そういう場合には大学という言葉は使わなければならないけれども、大学校なら差支えないということではございませうか。

○政府委員(福田清助君) さうでございませう。

○松澤兼人君 そうしますと、法律的に申しますと、自治大学校なり或いは保安大学校、警察大学校というものは、まあ学校教育法から言へば、各種学校の一つであつて、それ以上の何ものでもないというふうに了解してよろしうございませうか。

○政府委員(福田清助君) 我々は各種学校ではないと考へております。各種学校はこれは学校でございまして学校教育を行つた施設でございまして自治大学校は、学校教育を行つた施設じやない、單なる研修、再教育の施設だと解釈してあります。

○松澤兼人君 そうしますと、大学校という名前を付けられて御迷惑にお考へになることはございませうか。

○政府委員(福田清助君) この法案の第一条に、その内容が非常に明らかでございまして、決してこれは門戸を開放して高等学校の卒業生あたりが入れるとかといつて迷うやうなことはないと思ひますので、その点別に迷惑がかるというやうなことはないだらうと思ひます。

○松澤兼人君 どうも迷惑でなければ、これからまあいろいろな大学校ができるわけでありまして、日本にまあ十数校或いは数十校の大学校ができた場合には、これは文部省としても何かの措置を講じなければならぬということになりはしないかと思ふ。まあ現状としては御迷惑にならんかも知れな

いけれども、將來の方針としては、雨後の筈のようにこの大学校というものができるといふことになる問題じやないかと思ふのですが、どうでしょう。

○政府委員(福田清助君) それは具體的内容の問題だと思つております。まああつたやうに地方公務員で任命権者或いは任命権者の要請によつて地方自治庁がお世話されることになつて初めて入学し得ると、こういう点が非常につきりしてゐる性質のものであれば差支えない。まあその他どういふものが出て来るかわかりませんが、ものが出て来るによつては將來差支えるものがあると思ひます。

○松澤兼人君 そうすると、内容だけの問題であつて、結局数十校というものができて、その点では差支えないというわけですか。

○政府委員(福田清助君) まあ文部省で所管いたしておりますのは、一般門戸開放の学校教育施設でございまして、似寄りのものが法をくぐつてきて来ますし、そうすると差支えますので、我々としても注意しなければなりません。ただ学校教育でないものでありますれば、これは文部省としては別段關知しない問題だらうと思ひます。

○松澤兼人君 見方によれば、こういう大学校といふことは、いわゆる学校教育法の抜け道を行くものであるといふやうなことを言われるのですが、文部当局としてはどんなふうにお考へになりますか。

○政府委員(福田清助君) 大学には大学の基準がございまして、又卒業生に

は卒業生の各種の特典がございまして。若しそういう各種の特典を与えるやうなものを大学基準によらずに出しますれば、それは文部省は大いに關心を持ち、又抗議をしなければならぬと思つております。ただこの場合の自治大学校は別に大学卒業の資格を与えるものでもなく、又内容が学校教育でもない点で、我々といひましては差支えないと考へております。

○松澤兼人君 大変寛大な考へえのやうで、又今後私も大学校を作るといふやうなときには、一つ御便宜を與えて頂きたいと思ひます。それは冗談といひまして、ただもう一つ問題は、これはまじめた問題で、大学なり、或いは国立大学なり私立大学なりで、例えば地方自治講座といつたやうなものを設けて欲しいというやうなことであります。それならば、そういう特定の講座を設けること、或いはその可能性の問題で、すね、そういう問題については現状としてどんなふうでございませうか。

○政府委員(福田清助君) 新らしい大学の一つの念願といひましては、公開講座を設けるなり或いは社会の要請に即した各種の特殊講座を置くという点を考へております。財政上非常にその点伸び悩む点もございましてけれども、法学部或いは法学の課程を持つておられます文理学部あたりにおきましては、お話のやうな講座等も今後できて来るかと考へております。

○松澤兼人君 その困難な点は、今の職員組織の問題でありましようか、或いは専ら財政上の問題でございまいしやうか。

○政府委員(福田清助君) 両方でございまして、とにかく普通の大学は、基

礎研究、或いは基礎がかつた応用研究

でございまして、非常に応用的な実
際的な面につきましては、自然外部か
らその講師を仰がなければならん。大
学の準備いたしております教授力で
は間に合わない点があります。それが
一つには人材を得たい点であり又経
済上問題となる点でございまして。

○松澤兼人君　そうすると、外部から、
財団その他の団体で必要な経費を負
担し得るというような状態があれば、
問題の解決は非常に楽だというわけに
なりますか。

○政府委員(稲田清助君)　さうでござ
います。財政的な問題は、それが充
足されれば問題ないのでございまして。
又公開講座の期間或いはその運営の問
題で、どのくらい講座を用意するかと
いうような点、そうした点が現場から
適切な先生が得られるかというよう
な、人材を得られるか得られないかと
いう点が、主たる問題になろうと思つ
ております。

○石村幸作君　質疑も大分終つたよう
ですから、この辺で質疑打ち切りの動議
を提出いたします。

○委員長(内村清次君)　只今石村君か
ら質疑打ち切りの動議が出ましたが御異
議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君)　御異議ないも
のと認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありのかたは、それ〴〵賛
否を明らかにしてお述べを願います。
なお修正意見がございましたら討論中
にお述べを願います。

○秋山長造君　私は社会党第四控室を
代表いたしまして簡単に意見を申し上げ

ます。

先ず第一に、現在のこの地方公務員
の資質と能率が伝えられるごとく極め
て不十分なりといたしますならば、そ
の主たる原因はむしろ地方公務員の待
遇その他の勤務条件が非常に劣悪であ
る、又旧態依然たる官僚主義が存続し
ておること等にあるのであつて、必ず
しもこの法案に謳つてあるように高度
の専門知識が欠如してあるということ
にあるのではないと思ひます。で、事
務上の必要知識のごときはむしろ地方
に任すべきであつて、又基礎的一般
的な教養のごときはむしろこの一般
の大学に任せるということのほうがい
いんじゃないか。

それから第二に、地方自治行政の民
主化、能率化を期するというけれど
も、そのためには地方自治体自体の民
主化も必要であります。これと並ん
で中央対地方の關係の民主化、中央に
對する地方の自主性の確立ということ
が絶対に必要であります。然るに、今
日のごとく地方が行政面でも、財政面
でも、一から十まで中央依存、中央に
隷屬をせざるを得ないような実情をそ
のままにいたしまして、單なる研修に
よつて地方行政を民主化し、又地方自
治を確立しようといはしめても、こ
れはいわば木によつて魚を求めるとい
うようなことになると思ふのでありま
す。現状のままで政府が地方公務員の
研修権まで握るということになります
という、逆に人事の面でも中央集權
に一層拍車を掛けるような結果に陥
いる危険性が大いにあるのではない
か。

又第三に、政府は従来常に市町村こ
そ地方自治の基本である、こう言つて

来ておりながら、自治大学校に關する
限りは、そこにおける研修の對象は都
道府県の職員であつて、政府の地方自
治に對する根本方針というものが果し
ていずれにあるのか了解したい。む
しろ自治大学校は巷間伝えられるよう
な官治行政復治への伏線になるのでは
ないかというような疑問と、そして心
配を抱かざるを得ない。

第四に、この法案に謳つてあります
ところの高度の研修ということの内容
が極めて不明確であるということであ
ります。むしろ先ほど意見が出てお
りましたように、今日地方の住民は公
務員に對しまして、高度の研修という
ことよりも、むしろ親切なサービス
を非常に熱望しておることであり
ます。

それから第五に、この法案に謳われ
ておるところから見ますと、自治大
学校というものが大学校としての
内容、条件が極めて貧弱であつて、大
学校という名のみで実質が殆んど伴わ
れていないのではないか。

更に最後に第六といはしまして、こ
のような事情からして、むしろ諸般の
行政簡素化の叫ばれておる今日、特に
このような大学校を新たに設けること
を避けまして、むしろ現在地方で行な
つておる研修或いは講習会等に補助金
を出すなり、又講師や資料を轉送して
やるなり、又一般大学に委託留學させ
るなどのやり方のほうが実情に即して
いるのじやないか。

大体以上のような理由によりまし
て、自治大学校を特にこの際新設すべ
き緊急の必要を認めたいので反對い
たします。

○松澤兼人君　私は社会党の第二控室
を代表いたしまして、議題となつてお
ります自治大学校設置法案に對しまし
て反對をいたしたいと存じます。

只今もお話がありましたように、一
番我々の心配いたしますことは、結局
地方自治の能率化なり、或いは又は促
進なりということが謳われております
けれども、併し要するに天降りの官
治的な自治行政を作り出すという危険
が非常にありまして、折角市町村が自
治の基本的な組織として認められつ
つある今日、特に中央に自治大学校のよ
うなものを作つて、天降りの、画一的
に研修を与えるということは、進行し
つつある地方行政の民主化に對してむ
しろ逆行するものでないかということ
を心配するのであります。これが第一
の理由であります。

第二の理由は、自治大学校は民主的
に運営されるということになつており
ますけれども、質疑応答の際に明らか
にされましたように、機構は成るほど
民主的に運営されるようになっており
ますけれども、併し運営審議會という
ものが一方的に大学校側の諮問に應え
るということになつておりまして、実
際においてこの運営が民主的に行われ
るかどうかということ是非常に疑問で
あるということでもあります。これが反
對の第二点であります。

それから第三点といはしましては、
名前は大学校でありますけれども、そ
の内容は大よそ各種学校にも匹敵する
程度の内容のものでありまして、むし
ろこれは中央研修所というくらいのも
ので私は事が済むのであつて、徒らに
大学校という名前によつて地方からの
研修希望者を募るといふ危険も考えら
れます。これが第三点であります。

第四点といはしましては、学校教育
法というものが折角終戦後でございま
して、学校教育全般について民主的な基
本的なものができたのであります。が、
従前に大学校という名前によつて、た
とえそれが限られた希望者に對しての
み専門的、技術的な教育を与えるとい
うことにもせよ、学校教育というもの
の基本的なものが、こういういわゆる専
門的な技術的な教育によつて非常に乱
される危険があらはれないか。むしろ
それよりは、学校教育法の基本的な基
礎によつて設置せられてゐる大学に對
して委託による教育を実施してもら
うということのほうが、学校教育法の関
係から言つても適當であると考えるの
であります。

それから最後には、地方職員が能率
的でない、或いは合理的でないという
ことは、これは知識や熟練の欠乏によ
るのではなく、やはり生活の安定、或
いは又はそれ自身の生活を十分に楽し
むことができないということから起つ
て来るものでありまして、或いは昼間は
市町村の役場に働かずに行き、夜はそ
のほかの仕事をしなければならぬとい
う実情もあるものでありまして、我々
としましては、むしろそういうことよ
りは、生活に安んぜしめて、そして事
務の能率を發揮させるということ考
えることが適當であると思ふのであり
ます。国家公務員がベース・アップをさ
れまして、末端の市町村に行けば、
必らずしも国家公務員に準じた取扱
いを受けていないのでありまして、現
在の暮の〇・二五の問題は、十分な財
政的な基礎を付けておらなかつたため
に、まだ実施されてない市町村もあ
るといふことでは、これは地方自治に

精勵せよと言つても、恐らくは困難なことであらうと考えます。知識的に、或いは事務的に、自治大学校で研修されましても、やはり働くものの気持が真に安んじて、自分は市町村のために、命を犠牲にしてでもやりたいという氣持が出て来なければ、地方自治の民主化ということも徹底もできないと考えます。むしろなすべきことは、そういう点にかかつて、ただ自治大学校の設置によつて、なにもかも能率的合理的になるということに期待できないと考えます。

以上のような理由から、私は議題となつております自治大学校設置法案に對しましては、反対の意思表示をいたします。

○諸君二君 私は自由党を代表いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。

その賛成の第一点は、要するに民主政治の基本は、直接国民に接するところの地方自治体、その基礎であることはこれは申すに及ばないと思つております。ところが直接国民に接するところの自治体、それが国民に直接あるだけに、その運営の如何というには非常に影響するところでございますが、結局これは結局自治体に職を奉じているところの地方公務員というものの素質如何にかかわつておることと思つております。ところが従来日本行政は、官治行政が中核でありまして、とかく地方自治体というものがおろそかにせられ、従つてこの公務員の素質につきましても、十分でないところがあるものであります。加へてに終戦後いわゆる民主政治の徹底というところから、地方自治に課せられた各般の

職能というものは、極めて多いのであるとして、従つてこれを十分消化し、そして民主政治の徹底を期せんというためには、どうしてもこれが地方公務員の研修及び素質の向上ということが必要であるというところは申すに及ばないと思つております。迂遠なことではございますが、要するに百年の計は人を植ふるにあり、真に自治体が自治体の使命を達成するためには、これに従事するところの地方公務員というものの素質向上というものは、極めて緊要のことと思つております。勿論半面、現在地方公務員の待遇から考えれば、その待遇等におきまして、改善の余地あることは、これは勿論であります。併しながら、一方におきましては、同時に公務員の待遇を改善するとともに、公務員の研修及びこれが研鑽ということとは、没却することのできないこととございます。従つてこういふような事実から見まして、各地方地方に一日も早く地方公務員の研修機関を設けられることも必要でございますが、同時にそういうものの中核体として、中央に今回のごとく自治大学校を設けまして、常に中央にあつて諸般の國際情勢なり、或いは諸般の最近における時流の動き、その他各般の情勢から、常に公務員の研修機関の中核体として、かくのごとき自治大学校があるというところは、どうしても必要であると思つております。

なお、又最近におきます地方自治体の健全なる発達のためには、調査研究機関としても、こういう自治大学校がありまして、そして常に地方の自治体が、その調査、若しくは研究課題として課せられる財政的な、或いは行政的な各般に亘つて、常によき相談相手とし、よき調査機関としてのかくのごとき機関設定がどうしても必要と考えますので、私は本案に賛成するものであります。

ただ最後に本案が通過いたされまして、今回設置の趣旨に鑑みまして、一つにはその地方公務員の研修に當つては、府県との職員と、町村の職員とに何らの差別なく、地方府県の職員を偏重するなどのごとき研修でなく、町村の公務員につきましても十分に重点を置いて運営するべきであり、且つ又現在の予算というものは極めて僅少でございますので、速やかに増額いたしまして、そうしてこの大学校が独立した機関としてその本来の趣旨に合うように、本来の職員を持ち、本来の校長を置きまして、十分設置せられたところの趣旨に合致するようになつて、これが運用を期待するものであります。且つ又地方におきましても、速やかに地方公務員の府県、若しくはプロックにおきまします研修、ということ、これは又この大学校と一体となつて必要な事項でございますので、これが育成につきましても、予算その他の措置を希望するものであります。

なお又最後に、本案の予算項目を見ますと、本機関の一つの重要項目である調査研究につきましまして、予算が極めて少いのでございまして、これら調査研究費につきましても、速やかに充實せられ、一方本大学校が中央にありまして同時に、絶えず地方に巡回指導し、或いは地方に出られまして、常に地方の自治体の研究調査機関としての責任も果させることが必要であると思つております。

考えるものであります。こういうような意味の諸点から、私は本案に全幅の賛意を表するものであります。

○加瀬完君 私は無所属クラブを代表いたしまして、本案に反対をいたします。

理由をいたしまして、一つ、国家の統制的、便宜の傾向が強い。二つ、最も地方自治体の中心である市町村が軽視されている。三つ、行政能率の最も低い市町村公務員が研究対象になつておられないのは、第一の目的に違反している。四つ、学校内容は行政吏員が優先されて、技術吏員が冷遇されている。五つ、組織として、研修機関としての形態をなしていない。五つの点を検討いたしますと、地方自治法の本質とは甚だ齟齬するものが認められますので、私は本案に賛成することができません。

○小林武治君 私は本案に辛うじて賛成いたします。(笑)というものは、この自治大学校なるものは、いわば羊頭狗肉である、即ち最も魅力になるのは大学校の名前だけではないか、こういうふうにか考へるのであります。併しかような施設をするには、私は地方公務員のために必要であると思つております。即ち地方公務員がその視野を広め、又他の府県とのいろいろの連繫、或いはこれらとの刺激によりまして、各般の事務能率更新、その他得るところが多いと思つております。従いまして要はこの大学校が建物ばかりで中味が空っぽのような状態を速かに是正いたしまして、真にその目的を達成し得るよう希望いたしますものであります。

なお、自治大学校の運営につきましましては、質問の際にお話がありましたように、できるだけ地方の要望を入れるような民主的な運営のべきであるように、この運営審議会等におきましても、ただ受身の立場にあらずして、進んで学校の経営に對しまして意見或いは勧告等なし得るような道を開く必要があるかと考へるのであります。それらの点に留意された運営を希望する。

以上をもちまして私は重ねて本案に辛うじて賛成するものであります。

○委員長(内村清次君) 他に御発言はございませんか……。

他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。自治大学校設置法案につきまして採決いたします。自治大学校設置法案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(内村清次君) 多数でございます。

よつて自治大学校設置法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告

することとし、御承認願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(内村清次君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することになつておりますから、本法案を可とせられたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

石村 幸作 堀 末治
西郷吉之助 小林 武治
高橋進太郎

○委員長(内村清次君) 御署名漏れはございませんか。

御署名漏れはないと認めます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記を始めて下さい。

それでは本日はこれにて委員会を閉じます。

午後六時二十五分散会

七月二十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、道路交通取締法の一部を改正する法律案(衆)

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律

道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「前項」を「第五項」

に改め、第五項の次に次の三項を加える。

公安委員会は、前項の規定による運転免許の取消又は停止(停止については公安委員会の定める期間以上のものに限る)をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。この場合においては、公安委員会は当該処分に係る者に対し、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ及び証拠を提出することができる。

公安委員会は、聴聞を行う場合において必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する者につき参考人として出頭を求め、その意見をきくことができる。

第九条の二第四項中「第四項乃至第八項」を「第四項乃至第十一項」に、「第五項乃至第八項」を「第五項、第六項及び第九項乃至第十一項」に改める。

第二十九条第一号中「若しくは第七項」を「若しくは第十項」に改める。

第三十条中「第九条第八項」を「第九条第十一項」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

昭和二十八年八月二十七日印刷

昭和二十八年八月二十八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局